

島根原子力発電所に関する住民説明会等での意見・質疑の概要

令和 3 年 1 月
松江市

目 次

1. 原子力規制庁

(1) 許認可手続きに関すること	P3
(2) 新規制基準に関すること	P6
(3) 自然現象（地震、火山、軽石）に関すること	P8
(4) 安全対策に関すること	P11
(5) テロ対策に関すること	P13
(6) その他	P15

2. 資源エネルギー庁

(1) エネルギー政策全般や原子力発電の必要性に関すること	P18
(2) 核燃料サイクル・最終処分に関すること	P23
(3) 原子力発電のコストに関すること	P25
(4) その他	P27

3. 内閣府

(1) 国の指針に定める基本的な考え方に関すること	P30
(2) 要支援者対策に関すること	P35
(3) 避難手段の確保に関すること	P42
(4) 避難先の確保に関すること	P44
(5) 複合災害時の対応に関すること	P46
(6) 実動機関の支援・協力に関すること	P47
(7) 住民の避難計画に関する理解に関すること	P48
(8) 中長期の対応に関すること	P50
(9) その他	P52

4. 中国電力株

(1) 事業者の資質に関すること	P64
(2) 安全対策に関すること	P65
(3) 防災対策に関すること	P67
(4) 原子力発電のコストに関すること	P68
(5) エネルギー政策に関すること	P69
(6) その他	P73

5. その他

(1) 住民説明会に関すること	P76
(2) その他	P78

〔資料の凡例〕

【住】：住民説明会での意見・質疑（松江会場分）

【意】：住民説明会の意見用紙や市HPで寄せられた意見・質疑

【安】：松江市原子力発電所環境安全対策協議会(10月15日開催)
での意見・質疑

【安/質】：松江市原子力発電所環境安全対策協議会(10月15日開催)
に係る質問用紙で寄せられた意見・質疑

【議】：松江市議会全員協議会(10月5日開催)
での意見・質疑

		意見概要	回答概要
(1) 許認可手続きに関すること			
1	設置変更許可は適合性審査、設工認審査、保安規定審査が終了しなければ出すべきではないのではないか。【意】		<p>原子炉等規制法の枠組みでは、発電用原子炉施設の設計から運転に至る過程を段階的に区分し、それぞれの段階に応じた規制手続を要求する段階的安全規制を採用しており、設置変更許可、設計及び工事計画認可、保安規定認可のそれぞれの段階において必要な事項を確認することとなる。</p> <p>今回（令和3年9月15日）、許可処分を行った設置変更については、想定する自然現象の程度や重大事故等対策の基本方針などの発電用原子炉施設の基本設計や基本的設計方針の妥当性について確認したものであり、後段規制である設計及び工事計画や保安規定の審査の前提となる事項である。</p> <p>今後の設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査においては設置変更許可で示した基本設計や基本的設計方針どおりであることを確認していくこととなる。こうした一連のプロセスの中で新規制基準の適合性を確認していく。【新規回答・原子力規制庁】</p>
2	原子炉等規制法に基づく発電用原子炉施設に係る規制について、設計と運用ルールについての検査を今後進めるとあるが、具体的に何を検査するのか、終了までにどのくらい期間を要するのか。【意】		<p>設計と運用ルールについては、それぞれ設計及び工事計画認可、保安規定変更認可の審査の中で確認していく。</p> <p>具体的には、設計及び工事計画認可の審査では、施設や機器等の仕様、強度や耐震性など詳細な設計が基準に適合しているかを確認し、保安規定変更認可の審査では、事業者における施設の運用や重大事故等対策のための体制や手順等が基準に適合しているかを確認することとなる。これらについては、申請書類が出そろっていないことから、現時点で具体的な終了時期をお示しすることは困難である。</p> <p>なお、これらの審査が終了した後には、これらの審査で確認した施設や機器等が設置されているか、事業者の体制や手順等が整備されているかを検査において確認することとなる。【新規回答・原子力規制庁】</p>

意見概要		回答概要
3 体制、手順といった項目の審査は、書類審査か。それとも現場を見て把握したものか。【住】		基本的には書面だが、訓練実績等を踏まえて、不確かさも考慮した時間設定としていることを審査で確認している。原子炉起動前には、審査したとおりにできているか、現場で検査官が確認する。
4 規制委員会は、中国電力のモラルに関する失態、倫理に反する失態を踏まえて安全と言っているのか。【住】		不祥事は組織の運用管理面の問題であり、運用ルールについては保安規定の審査の中で確認をしていく。また、原子力規制検査を通じて中国電力の安全確保に向けた対応を確認していく。
5 事業者のモラルや技術力、資質は審査対象か。【住】		組織の役割分担だとか、指揮命令系統が明確になっているかとかを今回の審査では確認している。運用ルールの詳細については保安規定の審査の中で確認をしていく。
6 設置変更許可は審査が終了したが、保安規定変更認可は今後審査されると説明があったが、中国電力は様々な違反をおこなっており、住民は大きな不信を持っている。 実質的に合格という報道がよくされるのがどうなのか。【安】		最後に誤廃棄問題だが、今回の審査は、7ページにある左上の基本的な設計方針を確認したところまでである。今後まだ設工認の審査、保安規定の審査、そのあとの検査をクリアしなければ運転をするための最低限の条件はクリアできていないということになる。 誤廃棄問題につきましては、9月1日の原子力規制委員会で、その問題の詳細について規制委員会に報告しているので、ホームページにおいて、資料をご覧いただければ内容は分かると思う。 この誤廃棄問題については、組織の運用ルールの問題だと認識しており、今後の保安規定変更認可の審査の中で論点になるものと考えている。規制委員会において更田委員長が「中国電力は、保安規定の中で、自らの言葉で改善の姿勢を示す必要がある」と発言しており、保安規定の審査の中でも確認していくことになる。それから、日々の原子力規制検査の中で、中国電力の保安の活動をしっかり監視してまいる。

意見概要

回答概要

7 中国電力の不祥事が続く中で、審査を中断せず継続したことを、市民の理解を得られるような説明をしてほしい。【議】	<p>誤廃棄の問題については、今後の保安規定審査での論点になると考えている。この問題は、組織の運用面の管理上の問題なので、設置許可は基本設計方針を確認する断面であり、少なくとも設計の問題ではなく、どちらかというと手順あるいは体制の問題ため、今後保安規定のときに論点になる。</p> <p>そして、誤廃棄の問題、その他様々な過去の不祥事に対して、規制委員会の場でも委員長が直接発言されたが、中国電力は、他社と同じような記載の保安規定では馴染目で、しっかりと安全文化をつくるために、自らの言葉で保安規定にそれを書き込まなければいけないと、つくり込まなければいけないと黙っていて、それが保安規定に向けた宿題であるという発言があった。</p> <p>このため、今後保安規定を審査する際に、今回の誤廃棄の問題も含めて、中国電力の管理面の、同じようなことがない体制がつくれているのかということをしっかりと確認をしていきたい。</p> <p>誤廃棄の際に、いつどういう報告があったなど細かい時系列については、先日規制委員会で報告されており、文書も公開されている。</p>
8 設工認の段階で、何らかの重大なことが発覚した場合には、今回の設置変更許可を不動の前提にせずに、今までと同じように厳しい指摘をぜひ続けてほしい。【議】	設工認段階であっても、論点が出てくれば、そこから先審査が進まないということはあるので、設置変更許可したら終了ということではなく、今後もしっかりと審査をしていきたい。
9 中電の過去の不祥事を考えると、中電には原発を適確に運転する技術的能力の資質もないと考える。今後も設工認、保安規定変更認可の審査において厳格に対応し、認可を認めるべきではないと思う。【意】	意見概要 2～8への回答概要を参照。
10 規制庁は、発電所のモラルは審査しないのか。審査の項目に加えてほしい。規制庁は基準を満たしていることと安全である事は別としているが、それでよいのか疑問。【意】	意見概要 2～8への回答概要を参照。

意見概要		回答概要
11	事業者の資質も審査対象にしたと答えがあったが、中電は過去に点検の不実行など多数の不祥事がある上に、最近では機密資料の誤廃棄問題があり、本当にシェレッダーにかけたのか。そのブツを保存してあるのか。そうでなければ危険な先に渡つたのではと勘ぐれなくもない。すなわち原発の運転資質がないのではないか。【意】	意見概要 2～8への回答概要を参照。
12	原子力発電の安全性については、原子力規制委員会（専門家）で誠実に検討され結果を公表されるしくみは普通と思います。専門家に審査力量があるかは国が判断（判断基準でもって）【意】	ご意見として承ります。
13	避難計画は日本では自治体の責務で策定され、内閣府の原子力防災協議会がその取り組みを支援するのみとなっている。法改正を行い、避難計画の実効性についても国の審査の対象としていただきたい。【安】	避難計画について、今の原子炉等規制法の中では、事業者からの申請を受けて、この安全性を審査するということが規制委員会の役割として決められており、法律上、規制委員会が避難計画を審査することにはなっていない。 避難計画については、原子力防災会議の中で議論されるが、そこに規制委員長がメンバーとして入っており、そこで確認をしている。
(2) 新規制基準のこと		
1	福島原発事故での対策の失敗の原因はなにか。それを踏まえて重大事故対策は、どこがどう違うのか。【意】	福島第一原発事故以前の安全規制の問題点として、事故以前にはシビアアクシデント対策が規制の対象とされず十分な備えがなかったこと、また新たな基準を既設の原発にさかのぼって適用する法的仕組みがなく、常に最高水準の安全性をはかることがなされなかつたことなどが指摘された。 このため、平成24年6月に事故の教訓を踏まえた法改正が行われ、人の安全に加え、環境を守ることを目的に追加するとともに、シビアアクシデントを規制対象とすること、新基準を既設の原発にさかのぼって適用する制度などが規定された。 なお、詳細については、原子力委員会ホームページに掲載されている「実用発電用原子炉に係る新規制基準について」を参照。【新規回答・原子力規制庁】 URL: https://www.nsr.go.jp/data/000070101.pdf

	意見概要	回答概要
2	<p>規制委員会からは、新規制基準に合格したからといって安全を保証するものではないということをよく聞く。その説明は間違いないか。</p> <p>それに合わせて、もしも事故があった時には、合格を判断した規制委員会として当然責任を負うと考えていいか。【住】</p>	<p>基準への合格は事故が起きないという意味ではなく、そういう意味で安全を保証するものではないと思っている。原発が存在する以上リスクは必ず残るし、一度安全であると説明してしまうとその後の継続的改善が止まってしまうため、残ったリスクをさらに減らす努力を続けなければならない。</p> <p>事故が起こった時の責任の取り方は組織ごとに違うと思うが、我々も基準を作つて審査した立場としての責任は負っており、状況に応じて何らかの対応をとることになると思う。</p>
3	福島原発事故は絶対的安全がないこと、収束不可能であることを実証した。規制委員会は、過酷事故が完全に防げると思っていないのではないか。【住】	どんな対策をしてもリスクはゼロにならない。安全神話に陥らないよう、リスクをできるだけ小さくすることを続けることが必要。
4	放射性物質の放出を想定した対策の中で、住民避難の指示が出るケースはあるか。【住】	新規制基準に基づく対策を取つても住民避難が生じ得るかという意味で言えば、基準は事故が起きないと保証するものではないため、住民避難は別に対策をとる必要があると考えている。
5	水源、電源、燃料は7日間供給可能であることを求めているが、7日間で後始末できるのか。短いのではないか。【住】	福島事故時に外部支援が届くまで数日間かかったことを踏まえ、7日間は外部支援無しで対応できるようにし、この間に外部からの支援の準備を進める。
6	7日間でできなかつた場合の安全性、対応は考えないのであるか。【住】	長期の対応については、過酷事故を起こした原子力発電所を特定原子力施設に指定し、事故の状況に応じた安全対策や規制をする枠組みの中でやっていく。
7	<p>基準のクリアが安全を保証するものではないというのは規制が甘すぎるのではないか。</p> <p>また、今後はテロの心配もされる。想定外は許されないと思うがいかがか。【住】</p>	新規制基準は福島事故の教訓をすべて取り入れ、国際基準等を見て抜けがないように作つており、国際的には非常に厳しい水準になっている。できるだけ重大事故が起きないよう、起きても対応できるようにしているが、どんな対策を講じてもリスクは無くならず、リスクを小さくする努力を続けていく。例えば新知見があれば基準に取り込んでいき、基準を変えた場合にはバックフィットで適用させる。

意見概要

回答概要

8	<p>安全規制基準が福島の事故以降に変化して世界有数の安全基準になったとよく言われているが、一般住民としては本当にそうなのかがわからない。</p> <p>審査に合格した後も世界的な安全基準は変化していくと思うので、それをどういうふうに取り入れていかれるのか。【住】</p>	<p>新規制基準を作るときには、福島の事故の教訓を全て反映し、更に IAEA、アメリカやヨーロッパ先進国の基準を全て調べ、他国の中でも漏れがないようにしてきましたから、世界最高水準の安全基準だと認識している。</p> <p>また、昔の保安院時代はなかったバックフィット制度という枠組みができて、一旦許可した原発でも、許可後に新しい知見が出てきた場合はそれを取り入れた基準に適合しないと運転できなくなる仕組みを作っている。実際に基準を引き上げた事例は多数あり、基準をどんどん進化させて、新しい知見を取り入れるようにしている。</p>
9	<p>設置変更許可する条件を時代の流れの変化等にあわせて追加等の必要があるのではないか。【意】</p>	<p>意見概要 7、8への回答概要を参照。</p>
10	<p>今回の設置変更許可の意味合いとして、規制委員会の前委員長は、「規制基準を満たしているかどうかを審査するのであって、安全を保障するものではない」との発言をされているが、この認識で良いか。【安】</p>	<p>1つ目は、田中前委員長と同じ認識であり、どんなに対策を講じたとしてもリスクは残るので、「もう安全だ」と安全神話に陥らないように、そのリスクをできるだけ小さくする努力というのが必要だと考えている。</p>
11	<p>現在の原発は、重大事故が起きた場合に完全に放射性物質を閉じ込める技術は完成していないか。【安】</p>	<p>2つ目は、どういう事故が起きた場合でも、格納容器から完全に放出を防止することは不可能である。今回の新規制基準では、福島事故を踏まえて、そもそも事故を起こさない。事故が起きても、その影響を限りなく小さくしていくということをしているので、ご指摘のような完全な防止ということはできるものではない。</p>
(3) 自然現象（地震、火山、軽石）に関するこ		
1	<p>宍道断層と鳥取沖西部断層の離隔は6km。連動するか否かの評価は226回審査会合で結論が出ず、ヒアリングで確認とされたと思う。なぜ公開の場で議論しなかったのか。【住】</p>	<p>226回審査会合より後の審査会合で公開で議論をしている。記録にも残っており、隠し立てしていることはない。</p>

意見概要

回答概要

2	宍道断層と鳥取沖西部断層について、断層間に断層が認められなくても、断層間の離隔距離はわずか6kmであり、保守的に連動の評価を行うべきではないか。【安】	<p>宍道断層と鳥取沖西部断層との運動だが、宍道断層については、その長さ、どこを端部とするべきかということで議論をしている。</p> <p>その過程で、宍道断層の東端は、下宇部尾東とか森山辺り、福浦の辺りにくると、活動度はかなり下がっていることが確認ができる、この辺りで端部は近いというのは確認できるが、一方で明確に断層がないということを言い切れるデータがないとのことだった。</p> <p>そのため、島根半島のところに大きな重力異常が出ていることも考慮した上で、島根半島を横断している海上音波測線(No.3.5測線)では浅部と深部を両方見た上で、明確に断層がないので、ここを端部にした。</p> <p>鳥取沖の西部についても、宍道断層側に向かってくるところで端部の評価を行っているが、ここも海上音波探査等で端部に向かい断層活動が弱まっているというのをきちんとデータとして確認をした。</p> <p>両者の間には強い重力異常は途切れています、断層が明確でない、古い構造のものを横切る形で宍道断層と鳥取沖が一緒に動くということであれば、そこをまたいでいかなければいけないが、そういった構造はないということを考え、同じような形で横ずれで、宍道断層と鳥取沖西部というものが動いているので、ここを一緒に地震が起こるものとして考慮するのかどうかは、こういったデータをしっかりと踏まえた上で、一緒に地震を起こすようなものではないという評価を行った。</p>
3	地震について、宍道断層と鳥取沖断層の連動を想定する必要があるのではないか。【意】	意見概要 2への回答概要を参照。
4	5年前の4月のNHKスペシャルで放映されたことがあるが、西日本の乗っているユーラシアプレートはジグソーパズルのように細かく分割されていて、山陰地方は割れ目が縦断している地域にあたると放映された。この地盤の割れ目の問題を検討されたのか。【住】	1枚のプレートでなくというご質問だが、割れ目というか断層については、特に発電所30キロ圏内については調査をして、断層かどうか、13万年以降動いているのかどうかの評価結果として、敷地周辺は宍道断層があり、敷地内のシームは十二、三万年以降動いていないと物証を確認している。ずれ動くものは発電所の敷地内の今回審査対象になった2号炉施設の下にはないと確認できている。

意見概要

回答概要

	<p>宍道断層のみが問題にされているが、地盤のずれが西から東へ一直線であり、断層のずれが発生しないため、この断層で大地震が発生するとは思わない。</p> <p>しかし、雲南市では、鳥取・中部・西部・大田・浜田間で一直線で地震が発生しており、この間は北側に隱岐帯が、南側三郡帯で完全な断層である。北側が右に、南側が左に力がかかっており横ずれ断層で再々発生しているが、松江の南方が発生しておらず、近いうちに発生の可能性大と思う。（活断層と認定されていない）</p> <p>この事は9月にNHKが放映したMEGADISASTER IIで京大の西村准教授やハーバード大の教授が証明され、島根県東部で毎日の様にM1位が多発している。ただし、この地震では原発に影響はないものと思う。</p> <p>宍道断層からこの無名の断層に話題を変えたら如何か。【安/質】</p>	<p>意見概要4への回答概要を参照。</p>
5	<p>ミサイルは対応しようがない。</p> <p>地震はいつどこで起きるかわからない。</p> <p>島根は阪神大震災と同じサンドイッチ岩盤で危険。</p> <p>6 プルサーマルは20万倍危険と小出裕章が言ってる。</p> <p>揺れの想定820ガルは小さい。鳥取中部西部では1500ガル揺れた。</p> <p>島根原発は1日広島型原爆2.5発を爆発させる。大丈夫なのか。【住】</p>	<p>1/3MOX炉心のプルサーマルを行う前提で基準に適合している。</p> <p>地震の予知はできないが、断層が動いて出る揺れはシミュレーションや知見があり、それに基づいた地震を出している。</p> <p>820ガルは小さいというが、地域地域で地盤の状況は異なるので、他の場所のガル数を持ってくるのは適切でない。</p>
7	<p>シームの鉱物脈が1000万年前より前という根拠は何か。</p> <p>また、地球で見れば1000万年もつい最近なので、動くことも考えて対応するべきではないか。【住】</p>	<p>鉱物脈は100度を超える熱と水のあった環境で出来、その環境で一番新しいものが1000万年前なので、その時代の鉱物と判断している。</p> <p>地震を考えると、40万年より後の時代はその前と日本列島全体にかかる力の向きが違うので、1000万年前であれば動くことは考慮しなくて良いと科学的に判断できる。</p>
8	火山灰56cmはどの程度の時間で降り積もる想定か。【住】	56cmという降灰が実際にどのくらいの時間で降り積もったかはわかっていない。
9	海底火山噴火で出た軽石が海水設備に影響するのではないか。どういう想定でどう対策したのか。【住】	原発は海底から取水しており、浮いている軽石は取水することがない。また取水路には除塵機があり大きい物は入ってこないし、ポンプは長尺化して底の方から吸っている。細かい砂は入ってくるが摩耗を評価しており、軽石の影響がないことを確認している。

意見概要		回答概要
10	海底火山噴火で出た軽石が海水設備に影響するのではないか。【住】	原発は海底から取水しており、浮いている軽石は取水することがない。また取水路には除塵機があり大きい物は入ってこないし、ポンプにもストレーナというメッシュがあり、大きい物は吸い込まないようになっているので、影響ない。
11	現在起こっている海底火山の軽石問題について、海水の取り込み時に問題はないのか。【意】	意見概要 9、10への回答概要を参照。
(4) 安全対策のこと		
1	使用済燃料プールは原子炉格納容器に比べたら強度は低いはずだが、安全対策の説明では大体飛ばされてしまう。 稼働してなくても原発に残る使用済燃料は非常に危ないものであり、極論を言えば格納容器よりもプールの方が危ないと思っている。その辺の見解を教えてほしい。【住】	使用済燃料プールは周りに格納容器がないため、その意味では格納容器内部の設備より防護が薄いという見方もできると思う。 ただし、プールに置かれている燃料は運転終了から時間経過して崩壊熱が大分減っており、プールの水位が下がるスピードは1日・2日オーダーで、1日ぐらい放っておいてもその後に注水すれば燃料の損傷を防止できる。 こういった説明ではより重要なとして炉心やその周辺を説明をしているが、使用済燃料プールもしっかり重大事故対策を求めており、審査では確認している。
2	大型航空機の衝突とは、どのような航空機がどこに衝突することを想定しているか。【住】	その情報を公開するとテロリストがそれを知った上で対策してくるので、公開出来ない。
3	重大事故対策は何人でやれるのか、外部からの応援が必要か。伊方で夜勝手に抜け出した事案を踏まえ、本当に対策が実行できるのか。【住】	発電所には休日夜間含め45名が常駐しており、その45名で対処できる。その上で8時間くらいで倍くらいの参集見込みがある。伊方の例を挙げられたが、要員が揃っていることは保安規定で決められており、守らないと原子炉の運転はできない。

意見概要

爆発前には水が無くなると思うが、どうやって確認するのか。
 また太平洋側は津波が怖いが、日本海側はテロが怖い。日本海側だけの安全対策はあるのか。
 また宮崎鼻については、中国電力が保安上必要と言いながら取得しなかったが、これは安全対策上問題ではないか。なぜそのような状況で保安院は3号を許可したのか。これでは原発を進めることに疑問を抱く。地元に迷惑をかけないようにしていただきたい。【住】

回答概要

水がなくなっている判断は水位計で確認ができる。仮に見れなくなった場合も水位不明時の判断基準と運転操作基準を定めており、手順に則って水位があるかどうかを確認する。宮崎鼻については、当時中国電力がどう住民の方と調整したかは把握していないが、許可という意味では申請に基づいて我々安全上支障がないかを判断をする。許可の中では核物質防護上の対策（不法な侵入の防止等）は当時許可の要件ではなく、許可した後に対策をとる法体系である。3号機の許可後の核物質防護対策の中で侵入の防止等の対策をとっている。続けてミサイルとか大規模損壊、テロリズムについては、想定を公表するとテロリストを利用することになるので申し上げることができない。審査を進めることに対してのご意見は、福島事故と同じような事故を2度と起こしてはならないと、そういう気持ちで基準を作つて厳しく審査をしている。実際に発電所を動かすのかどうかは我々は関知しない。

ミサイルは対応しようが無い。

地震はいつどこで起きるかわからない。

島根は阪神大震災と同じサンドイッチ岩盤で危険。

5 プルサーマルは20万倍危険と小出裕章が言ってる。

揺れの想定820ガルは小さい。鳥取中部西部では1500ガル揺れた。

島根原発は1日広島型原爆2.5発を爆発させる。大丈夫なのか。【住・再掲】

1/3MOX炉心のプルサーマルを行う前提で基準に適合している。

地震の予知はできないが、断層が動いて出る揺れはシミュレーションや知見があり、それに基づいた地震を出している。

820ガルは小さいというが、地域地域で地盤の状況は異なるので、他の場所のガル数を持ってくるのは適切でない。

6

44ページ、「放水をして何とかする」との説明があったが、最悪は放射性物質が放出されるということを住民は覚悟しなければならないのか。【安】
 3つ目は、31ページ、左の事故の発生防止から一番右の放射性物質の放出を抑えるという絵を示したが、放水砲の利用というのは、準備したものが無条件にすべて使えなくなるという中で、その中で何もできることがないということではなくて、少しでもその影響を抑えようというもの。この放水砲を吹いたからといって、放射性物質の放出がゼロになるというものではない。

意見概要		回答概要
7	2点目は、代替注水系の元々の設備が壊れるような事態に、追設した設備が使用できると考える理由はなにか。追設した設備が元々の設備より丈夫なのか、それとも、複数台あるため確率論的にどちらかは使えるということなのか。【議】	指摘の点は原因によると考えており、例えば我々も想定していないような基準地震動を超える地震が起きれば、両方壊れることも起きうると思うが、規制の考え方としては、そもそも事故を防ぐ対策として代替注水系その他の設備を用意した上で、それとは構造が異なるとか、駆動に電源を要すか否か、設置する場所を変えるなど、多様性をもって共倒れしないような工夫を当然している。ただ絶対とは言えないというのは指摘のとおりなので、両方壊れないような、出来る限りのことがとられているかというのは審査で確認をしている。
8	3点目は、事故の対応に必要な人員がある事項では必要人員31名に対し、45名確保するので大丈夫とあり、違う事項では必要人員28名に対し、45名確保するあるが、事故が複合して起こった場合には必要人員は59名となり、45名では足りないのではないか。【議】	審査では、確率論的安全評価という評価により、起こる確率が高い事故を特定して、例えば、全交流電源喪失であるとか、あるいは配管が破れてしまう事故とか、事故それぞれに対して、一つ一つに対応が出来ているかを確認している。ただし、これが同時に起きると、相当確率が低くなる。本当に確率が低いものまで全部拾い上げることはやはり出来なくて、ある程度はこれまでの研究とか知見で、発生すると考えられる確率が比較的高いものを選んで、それに対して対応をとるように求めているので、絶対同時に起きないとは言えないが、かなり確率が低くなるものについては扱っていないというのが今回の確認である。
(5) テロ対策に関すること		
1	北朝鮮が日本海に向けて弾道ミサイルを発射しているが、万が一にでも島根原発が標的にされ落下する懸念はないのか。【意】	武力攻撃事態に対しては、武力攻撃対処法及び国民保護法に基づき、必要な対策が講じられる。【新規回答・原子力規制庁】
2	津波に対しては、巨大な防波壁が完成したようだが、空からの攻撃に対する対策を伺いたい。【意】	意見概要1への回答概要を参照。【新規回答・原子力規制庁】
3	テロ対策は公の場で答えられないとのことだが、原子力規制庁が責任を持ち安全を確保するという理解でよいか。【意】	故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊については、施設の広範囲にわたる損壊、不特定多数の機器の機能喪失及び大規模な火災等の発生を考慮し、可搬型設備による対応を中心として柔軟で多様性のある対応ができるように手順書や体制、設備等を整備する方針であることを確認している。【新規回答・原子力規制庁】

意見概要		回答概要
4	テロのような人為的な破壊行為は想定しているか。【住】	核物質防護の規制は今回の許可とは別にある。今回の審査では大規模損壊がテロを念頭においた対策である。
5	今後人為テロやミサイル、誤発射も含めてあるかも知れない。その対策が手順書、体制整備、分散配置と具体性がない。再稼働よりも経費のほうが上回ることをやって誰に利益があるのか。【住】	ミサイルは武力攻撃自体対処法、国民保護法の枠組みで対応する。施設を動かすことについては、規制委員会は関知しない。
6	中国電力が取得断念した片匁の宮崎鼻は敷地至近距離の陸地。テロ対策上重要だと思うが、審査したのか。【住】	セキュリティに係る審査は今後の核物質防護規程の枠組みで審査する。そこから不法な侵入を防止するとか、対策をとることが核物質防護規程の中に定められる。
7	基準のクリアが安全を保証するものではないというのは規制が甘すぎるのではないか。 また、今後はテロの心配もされる。想定外は許されないと思うがいかがか。【住・再掲】	新規制基準は福島事故の教訓をすべて取り入れ、国際基準等を見て抜けがないように作っており、国際的には非常に厳しい水準になっている。できるだけ重大事故が起きないよう、起きても対応できるようにしているが、どんなに対策を講じてもリスクは無くならず、リスクを小さくする努力を続けていく。例えば新知見があれば基準に取り込んでいき、基準を変えた場合にはバックフィットで適用させる。
8	爆発前には水が無くなると思うが、どうやって確認するのか。 また太平洋側は津波が怖いが、日本海側はテロが怖い。日本海側だけの安全対策はあるのか。 また宮崎鼻については、中国電力が保安上必要と言いながら取得しなかったが、これは安全対策上問題ではないか。なぜそのような状況で保安院は3号を許可したのか。これでは原発を進めることに疑問を抱く。地元に迷惑をかけないようにしていただきたい。【住・再掲】	水がなくなっている判断は水位計で確認ができる。仮に見れなくなった場合も水位不明時の判断基準と運転操作基準を定めており、手順に則って水位があるかどうかを確認する。 宮崎鼻については、当時中国電力がどう住民の方と調整したかは把握していないが、許可という意味では申請に基づいて我々安全上支障がないかを判断をする。許可の中では核物質防護上の対策（不法な侵入の防止等）は当時許可の要件ではなく、許可した後に対策をとる法体系である。3号機の許可後の核物質防護対策の中で侵入の防止等の対策をとっている。 続けてミサイルとか大規模損壊、テロリズムについては、想定を公表するとテロリストを利用することになるので申し上げることができない。審査を進めることに対してのご意見は、福島事故と同じような事故を2度と起こしてはならないと、そういう気持ちで基準を作つて厳しく審査をしている。実際に発電所を動かすのかどうかは我々は関知しない。

	意見概要	回答概要
9	<p>ミサイルは対応しようが無い。</p> <p>地震はいつどこで起きるかわからない。</p> <p>島根は阪神大震災と同じサンドイッチ岩盤で危険。</p> <p>プルサーマルは20万倍危険と小出裕章が言ってる。</p> <p>揺れの想定820ガルは小さい。鳥取中部西部では1500ガル揺れた。</p> <p>島根原発は1日広島型原爆2・5発を爆発させる。大丈夫なのか。【住・再掲】</p>	<p>1/3MOX炉心のプルサーマルを行う前提で基準に適合している。</p> <p>地震の予知はできないが、断層が動いて出る揺れはシミュレーションや知見があり、それに基づいた地震を出している。</p> <p>820ガルは小さいというが、地域地域で地盤の状況は異なるので、他の場所のガル数を持ってくるのは適切でない。</p>
10	北朝鮮からミサイルが発射されても、この施設は対応できるのか。【安】	ミサイル攻撃は、紛争や戦争ということで、今回行った原子炉等規制法に基づく審査の中で見ていない。武力攻撃事態対処法など、別の法令の枠組みで対応していくことになる。
11	大規模な損壊（テロリズム）が発生した場合、航空機、ミサイルでのテロ防止に島根半島に迎撃ミサイル基地の設置を要望する。【意】	ご意見として承ります。
12	テロ対策が不十分【意】	ご意見として承ります。
13	テロや飛行物体の落下等に対しては対策なしとのことだが、津波や地震より、これらのほうが最も危険のため。是非強力な対策を願いたい。【安/質】	ご意見として承ります。
14	戦争は、テロ対策とは異なり原子力規制委員会の所管ではないことだが、担当省庁からの回答を伺いたい。【意】	ご意見として承ります。
(6) その他		
1	<p>今までの規制当局は2年から3年で異動していたところ、規制庁ができるからは継続して在籍するようになったことには感心した。継続は力であり、良いことだと思う。</p> <p>技術的なことはわからないが、原発は結局国策なので、しっかりやれば皆さん納得すると思うし、技術的なことをしっかり検証してもらえばいいと思う。【住】</p>	<p>保安院時代は2年で異動することもあり、在籍者も本気度が足りず、昔からやってきたことが継承されないこともあった。</p> <p>今はそういうことは全くなく、在籍者はこの仕事をしっかりとやろうという気持ちでいる。そうすると真剣度が変わってきてちゃんと勉強するし、大きな差が生じていると思う。これからも努力して参りたいと思う。</p>

	意見概要	回答概要
2	<p>規制委員会からは、新規制基準に合格したからといって安全を保証するものではないということをよく聞く。その説明は間違いないか。</p> <p>それに合わせて、もしも事故があった時には、合格を判断した規制委員会として当然責任を負うと考えていいか。【住・再掲】</p>	<p>基準への合格は事故が起きないという意味ではなく、そういう意味で安全を保証するものではないと思っている。原発が存在する以上リスクは必ず残るし、一度安全であると説明してしまうとその後の継続的改善が止まってしまうため、残ったリスクをさらに減らす努力を続けなければならない。</p> <p>事故が起きた時の責任の取り方は組織ごとに違うと思うが、我々も基準を作って審査した立場としての責任は負っており、状況に応じて何らかの対応をとることになると思う。</p>
3	<p>事故が起きた場合の水素爆発対策について、規制庁は大変よくわかる説明をされたが、福島事故後の2011年3月に中国電力に同じ問い合わせをした時の答えは、全く違うものだった。地元住民に対していい加減なことや嘘は言ってほしくない。</p> <p>中国電力の地元対応には不審なことが多いと感じており、規制庁からもいい加減なことを地元で言わないよう、きちんと指導してほしい。また、そういうことがあったので規制庁の説明と中国電力の説明とかけ離れている部分を説明してほしい。【住】</p>	<p>説明にどういう食い違いがあったかは把握できていないが、電力会社は規制側よりも安全を強調するような説明をすると推測される。やはりリスクはゼロにならないので、同意を得るために都合のいいところだけ説明するようなことはあってはならないと思う。</p> <p>我々は住民への説明の仕方まで指導する立場ではないが、審査会合という公開の場で安全について意見を闘わせ、安全に関する認識がしっかり揃うような議論の仕方を常にしている。</p> <p>嘘は駄目だというのは仰るとおりで、この説明会では率直に審査で確認したことを説明をしているつもりであり、電力会社もそういうふうにすべきだと思う。</p>
4	2号の配水路はなぜあんなに長いのか。【住】	3号炉を増設した際に移設して今の位置になったと認識している。
5	1点目は、なぜ規制委員会の委員がこの場に説明に来ないのか。【議】	委員会や個別の審査会合その他の対応もあるので、組織としてこの内容を適切に説明できるのが誰かということを個別に判断した結果である。
6	説明内容が技術的専門性が高く、かつ、膨大・多岐にわたるのであり、時間を十分かけて、例えばワークショップのような形も工夫し、住民レベルである程度理解できるような方法も検討すべきでないか。【意】	ご意見として承ります。
7	古い建物で危険を伴う発電は不可欠かという本心はやめてほしい。廃炉のなるまで何もおきないことひたすら祈って生活する。【意】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
8	伊方発電所が再稼働したのは、原子炉型式がPWRという簡単な構造だからなのか。中央構造線の真上にあるが大丈夫なのか。【安/質】	ご意見として承ります。
9	関西電力の高浜発電所などの耐震安全性は大丈夫か。【安/質】	ご意見として承ります。
10	今の段階での事前了解はおかしい。保安規定変更認可の審査後でないと判断が出来ない。【議】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
(1) エネルギー政策全般や原子力発電の必要性に関すること		
1 原子力発電の必要性について、国は外部組織(日本学術会議など)でも検討してもらつた方が良いのではないか。【意】		<p>原子力発電の必要性については、総合資源エネルギー調査会を始めとする審議会等において、多様なバックグラウンドを持つ、第一線で活躍されている有識者の方々に、科学的知見に基づいて御議論いただいていることに加え、研究機関、経済団体、消費者団体などからのヒアリングも行ってきました。</p> <p>引き続き、原子力政策を進める上では、御指摘の外部組織をはじめとする、様々な立場から御意見をお伺いしつつ、その内容も参考としながら進めてまいります。【新規回答・資工庁】</p>
2 原子力発電の必要性について、国は外部組織(日本学術会議など)でも検討してもらつた方が良いのではないか。【意】		意見概要1への回答概要を参照。【新規回答・資工庁】
3 原子力発電は危険すぎるので、ベースロード電源とすべきでない。【意】		<p>ベースロード電源とは、発電の際の運転コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜問わず継続的に稼働できるという特性を持つ電源の総称です。第6次エネルギー基本計画においては、こうした特性を持つ電源として、原子力、地熱、流れ込み式の一般水力をベースロード電源と位置付けています。</p> <p>こうした中で原子力については、いかなる事情よりも安全性を最優先させなければならぬとの考え方の下、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら再稼働を進めていくことが政府の方針です。【新規回答・資工庁】</p>
4 子供や孫がこの土地で安心安全に暮らしていくためには、原子力発電所と共に存はできない。これだけの資料を読み解いていかなければ暮らしていけない地域はおかしいし、そうしたエネルギーはおかしい。50年に1度と言われるような経験したことのない災害が毎年のように起こっている中で、福島がいまだに元の姿に戻っていないことを考えると共存はできない。住民の意見をしっかり聞いて、エネルギー政策を転換してもらいたい。【住】		福島第一原発事故の教訓と反省、これが私どもの出発点。この事故を踏まえ、世界で最も厳しいと言われる規制基準ができている。一方、日本は資源に乏しく、化石燃料に大きく依存している。こうした中、安定かつ安価であり、気候変動問題の対応を考慮すれば、原子力は欠かせないと考えている。規制委員会の方で許可が出た場合は、その判断を尊重し再稼働を進める方針でいるが、不断の安全性の向上に取り組み、住民の皆様の声に一つ一つ耳を傾けていくことは非常に大事。

意見概要		回答概要
5 再生可能エネルギーは発電量が多かったり、少なかったりするが、蓄電ができないので、ベースロード電源が必要という説明ですけど。 蓄電についての検討状況等、お考えがあればお聞かせ願いたい。【住】	現在の技術やその先の技術開発もできる限り織り込みながらエネルギー基本計画は作られている。 そういう中で、蓄電に対しても、技術開発や研究開発的なところに国の予算も含めてしっかりと取り組んでいる。 そういうものの技術動向がまた変われば、その時に応じたエネルギーの有り様というのも変わってくる。	
6 エネルギー自給率の解釈、特に原子力についてどういうふうに解釈すればいいのか。【住】	ウランは基本的に海外で採掘されて製錬されて国内に燃料として持ってくるが、1度エネルギーとして使い始めると、非常に長い期間使え、一定のエネルギーが国内にあるということになり、準国産エネルギーとして位置付けている。 他の国際機関などでも同じ考え方であり、それに倣っている。	
7 小型の原子力発電が有用となれば、数年すると、既存の原子力発電所が時代遅れの骨董品扱いになるのでは。資金やマンパワーを、次世代の炉に振り分けた方がよいのでは。【住】	我々としても安全性を高めるための技術開発、人材育成について取り組んでいく方針。 小型炉、革新炉も含めた、より安全性の高い炉の開発についてはエネルギー基本計画でも位置付けており、しっかりと取り組んでいきたい。	
8 原子力が占めるエネルギーの割合について、2011年から2021年までの間の推移について明らかにしていただきたい。また、これまで10年かけて0%から6%になったが、今後、原子力だけなぜ20%に突然上がるのか不明。 これまでしのいできたので、省エネも再エネももっと実施すればよく、原子力がなくてもやれると思う。【住】	原子力の割合は、震災前は、3割前後の値。震災以降、原子力発電は、全体的には稼働が急低下し、現在6%まで戻っている。 $S + 3 E$ という考え方方が大事で、エネルギー需給における安定的な供給、電気料金の上昇対策、またカーボンニュートラルへの対応という、これら三つの課題を解決していくには、安定かつ安価で、気候変動問題への対応にもすぐれた、原子力発電、これが非常に重要と考えている。 この東日本大震災以降、そういう厳しい状況が続いてきた中、再生可能エネルギーの普及も進んできているが、適地の確保など課題もあるため、多様な電源としてこの原子力発電はカーボンニュートラルに向けて重要な電源として活用することが欠かせない。	

	意見概要	回答概要
9	<p>島根県は高齢者が多く、事故が起こったら逃げられない。</p> <p>幾らこの立派な計画を立てても、何か絵にかいた餅の印象がある。</p> <p>島根県は発電に関し努力しており、風力発電やソーラーなども多く見かけるが、東京や神戸などではそういった発電設備を見かけない。よく電気を使うところが努力していない印象。</p> <p>送電線をうまく使うとか、太陽エネルギーが不安定なら蓄電池を開発するとか、今の状態は、地方にしわ寄せが来る、不公平な電力の供給の仕方だと思う。【住】</p>	<p>電力供給は立地地域の理解あってのもので、消費地も含め、その立地地域への感謝は一時も忘れるべきではない。</p> <p>消費地、供給地での取組を含め、エネルギー政策、原子力政策を丁寧に説明していくことが非常に大事。引き続き1人でも多く理解を得られるように説明を行う、また太陽光、蓄電池の開発も含めて進めていく考え。</p> <p>広報もより強化し、国も前面に立って説明し、意見に耳を傾けていく考え。</p>
10	地域に犠牲を強いいるようなエネルギー政策はいかがなものか。【意】	意見概要9への回答概要を参照。
11	<p>原子力発電のコストについて、福島第一原発の廃炉コストや、再処理コストは入っているか。ウランの精錬や濃縮過程では大量のエネルギーを消費し、多くのCO2を出しが、原子力発電はカーボンニュートラルに十分寄与するのか。六ヶ所村の再処理工場は、費用20兆円、30年経っても完成していないが本当に安全に稼働するのか。【安】</p>	<p>原子力発電のコストについては、資本費・運転安全費のほか、安全対策費、核燃料サイクル費用、福島原発の事故費用についても含んだ試算である。ウランの精錬や濃縮などのライフサイクルで見ても、原子力発電はCO2排出量が低いという試算が出ていると認識している。六ヶ所の施設についてはガラス固化の技術的課題も克服し、原子力規制委員会において許可が出たというのは、大きな前進と考えており、安全第一にしっかり進めていきたいと考えている。</p>
12	原子力発電は危険なイメージがあるが、CO2の排出削減などの地球環境問題についてのメリットに触れながら、しっかりと必要性をPRすべきではないか。【議】	原子力発電には、安定供給、経済効率性、環境適合という3つのメリットがあると考えている。原子力発電の活用は欠かせないと考えており、丁寧に説明させていただきながら安全最優先に進めていきたい。

意見概要

回答概要

13	<p>適合性審査に合格したからといって100%の安全を保証するものではなく、事故の危険性や被害影響の大きさを考えると、安定したエネルギーとして推進することに市民の理解は得られないのではないか。</p> <p>世界ではフランスでも依存度を下げる方針となっており、福島第一原発事故を経験した日本で、稼働ゼロの時期も経験しているにも関わらず、これから依存度を高めていくというのは国民の命と健康をないがしろにしているのではないか。</p> <p>島根原発だけでも安全対策費用が6,000億円かかっているのに、原子力発電は低廉で安価といえるのか。【議】</p>	<p>福島事故の教訓をしっかりと胸にとどめておくということを原点として考えている。福島の復興、再生に向け、最大限、全力で頑張るという方針である。その上で、日本は資源が非常に乏しい国であることや、気候変動問題への対応ということを踏まえると、原子力発電の利用は欠かせないと考えている。福島事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合するとの判断が出た場合は、その判断を尊重し、ご理解をいただけるよう丁寧に説明しながら、安全最優先に再稼働を進めていくことが政府の方針である。</p> <p>原子力発電のコスト試算は、安全対策費用や、福島第一原発事故の費用も含むものであり、低廉な電力だと考えている。</p>
14	<p>どのエネルギーにもリスクはあると回答されたが、原発の被害は被害のレベルが他と違い、後世にも残すことになるため、S+3Eの、Sには違うのではないか。【意】</p>	<p>意見概要13への回答概要を参照。</p>
15	<p>資料に原子力規制委員会の審査で「安全が確保されることが確認された」とあるが、審査では規制基準への適合性が確認されたものであって、表現が不適切ではないか。</p> <p>エネルギー基本計画で2030年度に原子力発電の比率の目標を20~22%としているが、全ての原子力発電所の再稼働、運転期間の延長、新設やリプレース（建て替え）をしなければ実現は難しいと思うが、国民からは再稼働に対してあまり支持が得られていないのが実情ではないか。このような不可能な原発維持に固執しつづければ、かえって必要な気候変動対策を見誤ることになるのではないか。</p> <p>省エネを徹底させて再生可能エネルギーの目標をもっと大胆に引き上げ、天然ガス、火力と組み合わせていけば、必ず電力の安定供給は十分可能なはず。原発をゼロに、石炭もやめ、再生可能エネルギーを大幅に引き上げるよう、エネルギー計画を改めていただきたい。【安】</p>	<p>政府としては、新規制基準に適合したという判断を尊重するという考え方である。今後このような文章についてはしっかりと精査を行う。原子力発電の比率について、現在は27基が新規制基準の審査を申請、10基が再稼働しており、比率は6%となっている。発電所ごとに出力が異なり設備利用率も違うので、幅をもって考えているが、現在の申請状況を踏まえると20~22%は現実的な目標値だと考えている。</p> <p>気候変動対策について、まず原子力発電は、今ある脱炭素電源の1つと考えている。また、再生可能エネルギーについては、最大限、野心的に課題の克服を見越して達成し得る数値を目標に導入に取り組むという方針である。</p> <p>そうした中、自然エネルギーは、どうしても自然状況の変動があり、そうした中でも、安定供給に支障は生じさせないということを考えますと、原子力発電、石炭火力発電も、一定程度確保しておくということは大事なことと考えている。</p>

	意見概要	回答概要
16	エネルギー資源が乏しい日本は原子力発電にて安定した電力供給が不可欠である。ヨーロッパでは気候変動の影響を受け再生可能エネルギーによる電力供給が不安定で、冬場には大停電の危機があると言われている。それをカバーする天然ガスによる発電量が増え、天然ガスの輸入量が増大、価格が上昇し電気料金が上がり家庭生活を圧迫していると聞く。気候変動を受けやすい島国の中においては、再生可能エネルギー政策を進めながら、効率の良い原子力、火力、再生可能エネルギーのベストミックスで、安定的な電力供給を望む。そして、原子力発電に頼らない安定した電力供給やCO2を出さないエネルギーの開発に努力し、早期に原子力エネルギーに依存しない社会を目指して欲しい。【安/質】	意見概要15への回答概要を参照。
17	エネルギー源ごとに長所・短所があり、原子力発電無しでは経済が成り立たないと感じた。【意】	ご意見として承ります。
18	原子力発電所は安全ではない。なぜ今原子力発電が必要なのか。【意】	ご意見として承ります。
19	事故が起きれば取り返しつかない社会的な影響があり、原子力発電はやめるべきだ。【意】	ご意見として承ります。
20	エネルギーの安定確保や地域の活力など広い視点から判断して、現状では再稼働させるべき。【意】	ご意見として承ります。
21	世界は省エネ、再エネである。原子力発電所の再稼働には反対。【意】	ご意見として承ります。
22	新エネルギーの研究開発に注力し、目途がついたら原子力発電は終了すべき。【意】	ご意見として承ります。
23	再生可能エネルギーを主流にし、蓄電技術の研究開発をして欲しい。【意】	ご意見として承ります。

意見概要	回答概要
<p>(2) 核燃料サイクル・最終処分に関するこ</p> <p>1 使用済み燃料から取り出したプルトニウムの保有量が45トンもあるそうだが、再処理方法の見直しが必要ではないか。【意】</p>	<p>資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルを推進することを政府の基本方針としています。</p> <p>その上で、原子力事業者は、地元理解を前提に、稼働する全ての原子力発電所を対象にプルサーマルが導入できるよう検討を進め、2030年度までに、少なくとも12基の原子力発電所でプルサーマルの実施を目指す計画を示しています。</p> <p>現在、プルサーマルを行う計画を有している原発のうち、高浜3、4号機、伊方3号機、玄海3号機の4基が既にプルサーマルで再稼働を行っており、さらに6基が原子力規制委員会の審査を受けているところです。今後、審査が進み、プルサーマルを実施する原発の再稼働が増えれば、プルトニウムの消費も進んでいくものと見込まれます。引き続き、事業者間の連携・協力を深めながら、プルサーマルを一層推進していきます。【新規回答・資工庁】</p>
<p>2 使用済みのMOX燃料の再処理はまだ研究開発されておらず、再処理できるのか。島根原子力発電所に置き続けられるのではないか。【意】</p>	<p>使用済燃料については、使用済MOX燃料も含めて再処理することが我が国の基本的な方針です。</p> <p>使用済MOX燃料については、これまでの研究開発により技術的課題や解決策についての検討が進んでおり、国内外の既存施設で試験的に再処理した実績もあることから、再処理できるものと考えています。</p> <p>その上で、使用済MOX燃料の処理・処分の方策については、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向などを踏まえながら、引き続き、2030年代後半の技術確立を目指し研究開発に取り組みつつ、検討を進めてまいります。【新規回答・資工庁】</p>

意見概要

回答概要

3	<p>高レベル放射性廃棄物の最終処分が全国すべて断れた場合はどうするのか。再稼働はやめるべき。【意】</p> <p>高レベル放射性廃棄物の最終処分は、使用済燃料が既に存在している以上、原子力発電の賛否に関わらず、日本の社会全体で必ず解決しなければならない重要な課題です。</p> <p>この課題解決に向けて、これまで、国が前面に立って、全国での対話活動に取り組んできた結果、昨年11月から、北海道寿都町（すっつちょう）と神恵内村（かもえないむら）において、文献調査を実施中です。</p> <p>北海道以外の地域も含め、全国のできるだけ多くの地域で文献調査を実施していただけるよう、引き続き、国が前面に立って、対話活動に取り組んでまいります。</p> <p>また、気候変動対策を進める中にあっても、安定的で安価なエネルギー供給を確保することは最重要課題です。そのため、安全確保を大前提とした上で、原子力を利用していくことは必要不可欠であると考えています。</p> <p>こうした中、原子力発電所の再稼働については、いかなる事情よりも安全性を最優先し、原子力規制委員会が、新規制基準に適合すると認めた原子力発電所のみ、その判断を尊重し、地元の理解を得ながら、進めるのが政府の一貫した方針です。【新規回答・資工庁】</p>
4	<p>(1つの意見に中電とエネ庁がそれぞれ回答)</p> <p>放射性物質がそこにあるということで人たちの不安が増長する。</p> <p>計画とずっと言うのなら、止めてください。ごみを出さないようにしてください。 【住】</p> <p>(中国電力) きちんと安全に管理して、この管理のやり方その辺も含めてきちんと説明していく。放射性物質をこれ以上ふやすなどあるが、現在も使用済み燃料溜まっているので、片付けなければいけない問題。</p> <p>(エネ庁回答) 使用済み燃料対策、しっかり取り組んでいかなければならないということが國の方針。一つは、核燃料サイクルでこのプロセスを確立する。高レベル放射性廃棄物の最終処分は、社会全体で解決していかなければならない課題。文献調査ということで、北海道の2の自治体が文献調査を開始。全国のできるだけ多くのところで文献調査を受け入れていただきなど、最終処分に向けた課題が解決に向かうように、国としてもしっかりと取り組んでいきたい。そういった中で、少しでも、皆様方のご不安を和らげていければと考えている。</p>

	意見概要	回答概要
5	<p>原子力発電のコストについて、福島第一原発の廃炉コストや、再処理コストは入っているか。ウランの精錬や濃縮過程では大量のエネルギーを消費し、多くのCO2を出しが、原子力発電はカーボンニュートラルに十分寄与するのか。六ヶ所村の再処理工場は、費用20兆円、30年経っても完成していないが本当に安全に稼働するのか。</p> <p>【安・再掲】</p>	<p>原子力発電のコストについては、資本費・運転安全費のほか、安全対策費、核燃料サイクル費用、福島原発の事故費用についても含んだ試算である。ウランの精錬や濃縮などのライフサイクルで見ても、原子力発電はCO2排出量が低いという試算が出ていると認識している。</p> <p>六ヶ所の施設についてはガラス固化の技術的課題も克服し、原子力規制委員会において許可が出たというのは、大きな前進と考えており、安全第一にしっかり進めたいと考えている。</p>
6	未だに福島事故が解決されておらず、最終処分場も未確定の状況で、原発は必要なのか。【意】	意見概要4、5への回答概要を参照。
7	高レベル放射性廃棄物の最終処分場もまだ決定していない中、もし、2号機が再稼働した場合使用済み核燃料をどう処分するのか疑問がある。現在、1号機の廃炉作業が進められ2029年には全ての燃料が搬出となっているが、受入れ先がすべての使用済み燃料を受け入れる約束をしていない。また。高レベル放射性廃棄物の最終処分場も国が模索中の所で合格には疑問。【安/質】	意見概要4、5への回答概要を参照。
8	科学的特性マップに関して、南海トラフによる大地震も想定すると、結果が異なってくるのではないか。【住】	科学的特性マップについては、指摘の部分も含め、火山、地震、活断層、そういったものも含めて整理をしている。
(3) 原子力発電のコストに関すること		
1	東日本大震災後の電気料金の上昇には、電力全面自由化の影響もかなりあるのではないか。【意】	<p>家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は、第1次制度改革（1994年度）に比べ、再エネ賦課金と燃料費を除いた要素を比較すると、電力前面自由化後（2020年度）は約37%低下しました。</p> <p>ただし、東日本大震災以降、燃料費の増大と再エネ賦課金導入等によって、家庭用・産業用全体の電気料金平均単価は2010年度に比べて約+15%上昇しています。【新規回答・資工庁】</p>

意見概要		回答概要
2 廃炉作業費用、最終処分費用、耐震補強などの安全対策に関する費用はどの程度か。【住】		発電コスト11.7円の内訳は、廃止措置費用、建設費等も含め、3円強ほど。最終処分含め、核燃料サイクル費用は、2円弱。仮想的な試算ではあるが、全体を見ても実際のコストとして低廉と考えている。原子力は、安全最優先で活用を進めていきたい。
3 原子力発電のコストについて、福島第一原発の廃炉コストや、再処理コストは入っているか。ウランの精錬や濃縮過程では大量のエネルギーを消費し、多くのCO2を出しが、原子力発電はカーボンニュートラルに十分寄与するのか。六ヶ所村の再処理工場は、費用20兆円、30年経っても完成していないが本当に安全に稼働するのか。【安・再掲】		原子力発電のコストについては、資本費・運転安全費のほか、安全対策費、核燃料サイクル費用、福島原発の事故費用についても含んだ試算である。ウランの精錬や濃縮などのライフサイクルで見ても、原子力発電はCO2排出量が低いという試算が出ていると認識している。 六ヶ所の施設についてはガラス固化の技術的課題も克服し、原子力規制委員会において許可が出たというのは、大きな前進と考えており、安全第一にしっかり進めていきたいと考えている。
4 適合性審査に合格したからといって100%の安全を保証するものではなく、事故の危険性や被害影響の大きさを考えると、安定したエネルギーとして推進することに市民の理解は得られないのではないか。 世界ではフランスでも依存度を下げる方針となっており、福島第一原発事故を経験した日本で、稼働ゼロの時期も経験しているにも関わらず、これから依存度を高めていくというのは国民の命と健康をないがしろにしているのではないか。 島根原発だけでも安全対策費用が6,000億円かかっているのに、原子力発電は低廉で安価といえるのか。【議・再掲】		福島事故の教訓をしっかりと胸にとどめておくということを原点として考えている。福島の復興、再生に向け、最大限、全力で頑張るという方針である。その上で、日本は資源が非常に乏しい国であることや、気候変動問題への対応ということを踏まえると、原子力発電の利用は欠かせないと考えている。福島事故の教訓を踏まえて策定された新規制基準に適合するとの判断が出た場合は、その判断を尊重し、ご理解をいただけるよう丁寧に説明しながら、安全最優先に再稼働を進めていくということが政府の方針である。 原子力発電のコスト試算は、安全対策費用や、福島第一原発事故の費用も含むものであり、低廉な電力だと考えている。
5 原子力発電のコストには、最終処分費が含まれているか。【議】		核燃料サイクルに関するコストも含む試算である。
6 原子力発電のコストについて。今後の福島原発の廃炉処理に係る資金等は現状明らかになっていないと思う。【意】		意見概要2～5への回答概要を参照。
7 原子力発電のコストについて。今後の福島原発の廃炉処理を考えても本当に低コストといえるのか。【意】		意見概要2～5への回答概要を参照。

意見概要		回答概要
8	原子力発電所を稼働すると電気料金が下がると説明されたが、これは稼働中の原料費や稼働費用だけであって、稼働後の費用は含まれていないのではないか。【意】	意見概要 2～5への回答概要を参照。
9	原子力発電のコストについて、使用済み燃料の再処理や最終処分費を加えると、もっと高くなるのではないか。最終処分費まで考えるとコストはいくらぐらいになるか示すべき。【意】	意見概要 2～5への回答概要を参照。
10	原子力発電のコストは、到底安価と思えない。【意】	ご意見として承ります。
(4) その他		
1	最大のデメリットは、30キロ圏内の46万人が、事故が起きたら避難しないといけないこと。3号機の再稼働を前提とすれば、40、50年、あるいは100年のスパンで、1回事故が起きれば46万人が逃げないといけないというリスクを背負いながら、生活しないといけないこと。これを一部の人たちだけで決めてしまうのは横暴である。アンケートや住民投票により、住民も含めて合意形成していくようなプロセスを踏むべき。【住】	いざ事故が起きたらという懸念は向き合うべき大事な事実。福島のような事故が二度とあってはならないという前提のもと、世界で最も厳しい規制水準の結果、許可が出たものについては再稼働を進める一方、安全性を高めていく不断の取り組みを進めていくことが大事。安全を最優先としながら、エネルギー政策を進める上では、原子力は欠かすことができない電源と考えている。再稼働にあたっては、地域の理解を多くいただきながら進め、丁寧に国の方針について説明することが非常に重要。
2	住民が受け入れるかどうか、合意を作りていかないといけない。具体的に住民に了解を取るような協議会を組織する、46万人にアンケートを取る等、今までにないような住民の意思が反映されるような枠組みを作って合意形成する仕組みを作りたい。【住】	理解を得る形については様々な形があり得るが、その手法については国で一律に定めることは適切ではないと考えている。地域の自治体と相談の上、地元の理解を一つでも多く得られるよう取り組んでいく。
3	質問ができない場合の意見用紙提出について、その返答方法の説明がない。各会場とも、質疑応答はすべて国か県か市のホームページに掲載してほしい。【住】	(エネ庁) 意見回収については、自治体と相談して決めたい。 (島根県) 意見用紙でいただいたご意見、ご質問については、意見提出されたご本人に直接回答するのは困難。 ご質問、ご意見をまとめ、ホームページ等での公開を検討。

意見概要		回答概要
4	原子力発電所からの温排水による地球温暖化への影響はないのか。【安】	地球温暖化については、地球から出る熱を温室効果ガスが捕捉してしまうことによるものであり、こうした効果に比べて原子力発電所の温排水を含む崩壊熱等における地球温暖化への影響はそれほど認められないという見解が原子力委員会から出ていたと認識している。
5	原子力発電所からの温排水による地球温暖化への影響はないのか。【安】	地球全体の温暖化ということなので、そういった中での1つの見解ということだと思う。
6	今現在、原子力発電所のリプレース（建て替え）についてはどういう議論が行われているのか。【議】	国の審議会でも、特に産業界の方々からリプレースが必要というご指摘もあった一方で、まだまだ国民の信頼回復途上であるといった両面のご意見を頂戴している。こうした状況から国としては、まずはご理解をいただきながら再稼働を進めていくという方針である。
7	運転期間(年数)の制限や、島根原発2号機が再稼働した場合の年数はどうになっているか。また現在のように運転が停止している期間はこれに含まれるのか。【議】	島根原発2号機の稼働年数は32年間で、国の制度としては40年間の稼働と1回に限り20年間の延長が出来るという仕組みである。稼働していない期間の扱いは国の審議会でも議論がある。
8	<p>資料に原子力規制委員会の審査で「安全が確保されることが確認された」とあるが、審査では規制基準への適合性が確認されたものであって、表現が不適切ではないか。</p> <p>エネルギー基本計画で2030年度に原子力発電の比率の目標を20～22%としているが、全ての原子力発電所の再稼働、運転期間の延長、新設やリプレース（建て替え）をしなければ実現は難しいと思うが、国民からは再稼働に対してあまり支持が得られていないのが実情ではないか。このような不可能な原発維持に固執しつづければ、かえって必要な気候変動対策を見誤ることになるのではないか。</p> <p>省エネを徹底させて再生可能エネルギーの目標をもっと大胆に引き上げ、天然ガス、火力と組み合わせていけば、必ず電力の安定供給は十分可能なはず。原発をゼロに、石炭もやめ、再生可能エネルギーを大幅に引き上げるよう、エネルギー計画を改めていただきたい。【安・再掲】</p>	<p>政府としては、新規制基準に適合したという判断を尊重するという考え方である。今後このような文章についてはしっかり精査を行う。原子力発電の比率について、現在は27基が新規制基準の審査を申請、10基が再稼働しており、比率は6%となっている。発電所ごとに出力が異なり設備利用率も違うので、幅をもって考えているが、現在の申請状況を踏まえると20～22%は現実的な目標値だと考えている。</p> <p>気候変動対策について、まず原子力発電は、今ある脱炭素電源の1つと考えている。また、再生可能エネルギーについては、最大限、野心的に課題の克服を見越して達成し得る数値を目標に導入に取り組むという方針である。</p> <p>こうした中、自然エネルギーは、どうしても自然状況の変動があり、こうした中でも、安定供給に支障は生じさせないということを考えますと、原子力発電、石炭火力発電も、一定程度確保しておくということは大事なことと考えている。</p>

意見概要		回答概要
9	資料に原子力規制委員会の審査で「安全が確保されることが確認された」とあるが、審査では規制基準への適合性が確認されたものであって、表現が不適切ではないかとの指摘があったのに、なぜ訂正されていないのか。【意】	意見概要8への回答概要を参照。
10	原発処理水は、なぜ福島沖に放出しないといけないのか。東京電力、行政関係も全部東京にあるため、わざわざ福島沖に放出せずに東京湾に流せば良いのでは。【住】	福島のALPS処理水は、6年間にわたり、専門家の皆様と、ありとあらゆる選択肢を検証した結果、海洋放出を現実的な選択肢としている。この過程においては、地域の皆様との様々な対話も含めて判断している。東京湾或いは他の地域で放出となると、新たな安全規制への対応に加え、より広域な地域の理解が必要になる。現在、タンクの容量が非常に大きく膨らんでおり、地域からも風評に繋がるという懸念が示されている。その中で地域外に放出すると、風評をさらに助長するという意見もある。従って、他県に放出ということではなく、安全を前提に海洋放出するという方針である。これは規制基準以下の放出を念頭に置いており、放出まで2年の期間があるため、しっかり説明をしながら理解を得ていきたい。
11	福島原発の処理水を他所で海洋放出すべきではないかとの質問への回答については、経済的に現実的ではないなど本音の話をすべきではないか。【意】	ご意見として承ります。
12	廃止措置中の原子力発電所の情報も資料に加えるべき。【意】	ご意見として承ります。
13	日本列島は火山国なので原子力発電は不向きではないか。原子力発電所の再稼働の可否判断には、住民投票を行い参考とすべきではないか。【意】	ご意見として承ります。
14	国の官僚や政治家の不正・不祥事を考えると国への不信感が多い。【意】	ご意見として承ります。

		意見概要	回答概要
(1) 国の指針に定める基本的な考え方に関するこ			
1	40歳以上は安定ヨウ素剤の服用対象外となっているが、受領できないのか。【意】		<p>安定ヨウ素剤の事前配布の対象者は、国の指針において、原則として40歳未満の方及び40歳以上の妊婦、授乳婦及び妊娠を希望する女性とされています。</p> <p>安定ヨウ素剤は、放射性物質に対する万能の治療薬ではなく、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防・低減のみに効果がありますが、被ばく時の年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺がんの発症リスクが高くなる一方、成人期以降に被ばくした方については、統計学的に有意なリスクの上昇は確認されていないこと、WHOのガイドラインにおいて40歳以上の方への服用効果はほとんど期待できないとされていることを踏まえ、令和元年7月に指針が改正されました。</p> <p>なお、指針では、事前配布では40歳以上の希望者へ、また、緊急配布では年齢にかかわらず配布できるとされており、県では、40歳以上の方でも特に希望される場合には、事前配布を行っています。【新規回答・島根県】</p>
2	PAZの安定ヨウ素剤のページを見て非常に不安。有事の際に、このように順次配布出来るのか、配布後に服用時期をどのように一斉に知らせるのか、どのように備蓄するのか。 事前配布の説明会の徹底も不足でないかと感じているがどうか。【住】		<p>福島第一原発事故後大きく方針が変わり、基本的にPAZは事前配布で、対象者も令和元年7月の指針改正で、40歳未満または妊婦、授乳婦、拳児希望の女性等が対象となっている。</p> <p>さらに、昨今指針が強化され、感受性の高い乳幼児等は、安全ヨウ素剤を飲む必要がない施設敷地緊急事態で避難となつた。</p> <p>説明会も非常に重要であり、国と自治体と相談しながら適切に対応していく。</p>
3	5kmと30kmの2つのエリアは大雑把に感じるので、5km、10km、20km、30kmで具体的に避難計画を作つて欲しい。【意】		<p>PAZ(5km圏)は放射性物質の放出前に予防的に避難を行い、UPZ(5~30km圏)は放射性物質の放出後の緊急時モニタリング結果により、地区(公民館区や支所)単位で避難などが判断されます。このため本市の避難計画では、距離による同心円状の避難計画ではなく、地区単位に避難計画を定めています。【新規回答・市】</p>

意見概要		回答概要
4	地域の年間の風向・風速も考慮すれば避難経路も変わるとと思う。【意】	PAZ(5km)は放射性物質の放出前に予防的に避難を行い、UPZ(5~30km)は放射性物質放出後の緊急時モニタリング結果により、地区(公民館区や支所)単位で避難などが判断されます。いずれも放射性物質が放出している中で、避難を開始することとはしておりませんので、風向きなどに応じた避難経路の設定は行っておりません。【新規回答・市】
5	島根町の加賀地区はUPZで隣の大芦地区はPAZとなっているが、冬の西風の影響などを考えると、500mや1kmという距離の違いで区域を分けるのは無意味ではないか。地震、津波との複合災害を想定すると、半島部の地区は逃げ場が無いと思う。【安】	5kmという距離は目安である。緊急時モニタリングの結果に基づいて5km、6kmというところについても、放出前と放出後の話はあるが、迅速に一時移転等の判断をしていく。複合災害時の対応は、人命最優先と考えており、自宅が被災された場合などは避難所で屋内退避をしていただく。避難については、道路も使えない、へりあるいは海路、海路も立ち寄る港がないというご指摘も地域からいただいており、そういうところについては、個別に被害の状況に応じて、国・県・市が連携しながら臨機応変に対応していく。
6	原子力災害は自然災害ではなく、人災または公害だと思うがどうか。UPZは放射線量が基準値を超なければ屋内退避するということだが、その場合、基準値以下の一定の被ばくを住民は容認しなければならないという計画だと思うがどうか。UPZの地区が一斉に避難することはないと言われたが、そのあたりの理屈を市民が何%理解しているかという調査結果はあるか。【安】	原子力災害が人災かどうかについて、一般災害と原子力災害の大きな違いは目に見えない、特殊な災害であることがある。したがって、放射線がどの程度検知されているか、しっかりと周知しなければ住民は行動のとりようがないということで、福島の事故の教訓から原子力発電所は様々な対策をとられてきた。 リスクはゼロにならないとしても、リスクを少しでも軽減するようにしっかりと対処してまいりたい。人災かどうかについては、人災ではないと思う。あくまでも原子力災害というのは、目に見えないというところで特殊な災害であると考えている。 被ばくを容認するのかということについては、確定的影響、確率的影響の話になるが、リスクを低減するというところで原子力防災対策を進めていく。 一般市民の理解については、内閣府では調査していないが、過去に島根県で行ったアンケート結果によると、6割の方は原子力防災について理解されているということで、これは一斉避難について理解しているかどうかは分からないが、原子力防災のことについて6割が理解されているとされている。想定するに4割の方々は、まだまだ理解が進んでいないということで、広報・情報提供の充実・強化を図ってまいりたいと考えている。

意見概要

回答概要

7 <p>福島のような事故があった場合、放射性物質が流れる方向は風向きによって変わり、住民の避難する方向も変わってくると思う。そのため、風向き毎の避難シミュレーションも必要ではないのかと感じる。</p> <p>その後は道路上の問題もあるので、本当にスムーズに避難できるのかを伺いたい。</p> <p>【住】</p>	<p>P A Zについては、どちらに風が向いていくにしても、放出される前に避難をいただくことにしている。</p> <p>U P Zについては、風向きによって、気体状の放射性物質が通過する際に外にいると、かえって被ばくするリスクがあるため、放射性物質が通過する間は屋内退避をしていただく。また、流れてきた放射性物質が雨によって沈着すると長期的な影響が及ぶため、モニタリングポストの測定結果により、一時移転等の必要な地域を速やかに特定し、特定された地域の方には速やかに避難をいただく段取りになっている。</p> <p>シミュレーションについては、事前の検討の場合には活用の可能性がある。</p>
8 <p>(7の意見への回答に対して、) P A Zでは放射性物質放出前に逃げると言い切られたが、先般中国電力は、事故発生後すぐに全面緊急事態になるケースも有り得ると言っていた。このため放射性物質が放出されたとき、風向きに沿って出雲や大田のほうにブルームが流れる中でも、鹿島町民は計画された大田方面へ逃げることになりかねない。</p> <p>このことについて以前県は、その時の状況に応じて指示を出し、避難先を変えると言っていたが、変えることは周知されるのか。仮に大田に逃げると刷り込まれた人に、鳥取の方に逃げるとどうやって周知するのか。また、その場合は鹿島の人間を鳥取側で受け入れる計画もされているのか。その辺を回答いただきたい。【住】</p>	<p>P A Zは放射性物質が非常に濃度が濃いことがあるため、そこの住民の皆様には放出前に避難をいただくこととしている。</p> <p>P A ZのP（プレコーショナリー）は放出前に予防的に逃げていただくという意味であり、風向きにかかわらず5キロ圏内全ての方向の方にまず離れていただくことを計画している。</p> <p>また、避難がすぐにできない方や小さな子供をお連れの方には、放射性物質の放出に至るのに時間的余裕のある施設敷地緊急事態の段階から避難を計画としている。</p>
9 <p>(8の意見への回答に対して、) 全面緊急事態になるまで時間的余裕あるという前提の回答だったが、すぐに全面緊急事態になり、放射性物質が沢山放出されている中で逃げないといけない場合はどうするのかと質問したつもり。先ほどの回答は回答になつてないと思う。【住】</p>	<p>全面緊急事態は放射性物質が出る前の、出る可能性が高くなった段階で出されるため、その段階でもう避難をしていただくことになる。</p>

意見概要

回答概要

10	<p>今年、内閣府と原子力機構が出した新しい試算レポートでは、屋内退避が屋外に比べ内部被ばくを半分にしか減らすことができていない。</p> <p>それも、北海道や東北の気密性の高い住宅を評価した上でのことなので、島根の実態を丁寧に調査し、個別住宅の評価を行って、避難開始のタイミングの見直しを含め、避難計画の妥当性についてもう一度慎重に判断していただきたい。【住】</p>	<p>内閣府が試算したのは屋内退避の放射線防護施設の評価で、考え方としては非常に保守的な条件で試算していると考えている。</p> <p>国際的にもそうだが、原子力災害対策指針ではUPZは、まず屋内退避を行うことが最善の方法であると認識。</p> <p>理由は、プルームが飛んでいる段階で避難をしていただくのが非常に危険ということがよく分かっているため。</p> <p>例えば、一般の家でも窓を閉め、外気が入らないようにするということで十分だと考えている。</p> <p>こういうことを、内閣府としてしっかりと周知し、住民に理解いただくよう引き続き努めて参りたい。</p>
11	自宅への屋内退避で安全が保たれるのか。【意】	意見概要10への回答概要を参照。
12	半径5kmの根拠はどこから。【住】	国際基準ではPAZは3km～5kmの範囲で設定となっており、原子力災害対策指針では最大半径である5kmを採用している。 5kmは重篤な確定的影響を回避するという観点で設定されている。
13	<p>福島原発事故後、放射線に対する国の対応は次のように大転換した。</p> <p>1番目に、1ミリシーベルト以上被ばくさせないから、20ミリシーベルト以上になつたら避難指示を出すに変更した。2番目に、絶対に事故が起きないようにするのが無理と分かったので、重大事故が発生した場合に備えるとし、避難計画の策定を義務づけた。</p> <p>以上のことから、これは避難計画ではなく、被ばく計画であることを認めるか。【住】</p>	<p>福島原発事故では、避難過程で亡くなる方が多かったということが教訓で、避難行動を行うことで亡くなる住民をなくすことがこの計画の大前提。</p> <p>そういった観点から、PAZは放射性物質放出前に避難、UPZは放射性物質が過ぎ去った後、毎時$20\mu\text{Sv}$を超えてしまった場合に一時移転を行う運用に変更している。</p>

	意見概要	回答概要
14	<p>規制委員会は危険がないと言いながら、ここでは事故が起った場合の想定をすること自体おかしい。</p> <p>事故があってから、バス会社に要請すると言っても、自分の家族もいる運転手が避難者を運べるか想定出来ない。</p> <p>避難先でのいじめもあった。</p> <p>避難のことを（内閣府が）75人で作業なんて考えられない。何人がどこに行くといったことよりも重要なことではないかと思う。</p> <p>自分はバスでの避難訓練にも参加したが、途中で混んでいて上手くいかなかったのに、我々に（上手くいくよう）見せかけているだけにしか見えない。【住】</p>	<p>福島原発事故では、避難過程で亡くなる方が非常に多かったということが教訓。</p> <p>例えば、避難指示が出た住民がどこに避難したらいいか分からなかった、本来バスに乗るべきでない人もバスに乗せて移動したといった反省から、あらかじめ避難先については1対1でなるべく紐付け、バスについても本来乗るべきでない人は福祉車両を手厚く用意するといった対応をきめ細かく定めている。</p>
15	<p>原災指針において、UPZ外においてもモニタリングで特定をし、防護措置等を決めるとなっているが、UPZ外でも事前に計画が必要という認識か。【住】</p>	<p>原子力災害対策指針上、基本的にはUPZ外の自治体については、計画を作ることとはなっていない。</p> <p>UPZ外については、基本的に国が中心となって航空機モニタリングを中心としたモニタリング体制を構築しており、万が一線量が高くなりOIL2になった場合は、自治体と話し合った上で、一時移転をした方がいいとなれば一時移転をしていただく。その際は、国と自治体が調整をして避難先を確保する。</p>
16	<p>1点目。避難指示が出る状態というのは、中電がどのような段階になった時点か。</p> <p>2点目。私は10km位のところに住んでいるが、私は屋内退避をすれば良いのか、即時避難をすればよいのか。【住】</p>	<p>国からは、警戒事態、施設敷地緊急事態になったときに要請、全面緊急事態になった段階で指示をする。</p> <p>全面緊急事態は、原発の中で、炉心の冷却機能が喪失したような状況。要は直ちに放射性物質が出る可能性はまだないが、放射性物質が出る可能性が非常に高まっている状況。この段階に総理から（P A Z）自治体に向けて避難指示が出され、P A Zの方は自治体からの情報伝達を受けて避難する。UPZには総理から屋内退避の指示が出される。なお、UPZの方は、直ちに逃げると避難行動によりリスクが高まるため、またいつブルーム、放射性物質が出てくるか分からない状況で外に居ると危険なため、屋内退避をする。</p> <p>必要に応じて、放射性物質が万が一沈着した場合は、その地域を特定したうえで、広域避難先に一時移転や避難指示を出すことになるため、自治体の指示に従って行動して欲しい。</p>

意見概要		回答概要
17 【議】	避難手段は、自家用車避難が可能な方は自家用車で避難するということで良いか。	自家用車の利用に支障が無い方は自家用車をお使いいただき、何らかの支障がある場合はバスを利用していくことになる。
18	風向きは不確定要素があるので避難計画上想定されていないなど、大雑把すぎて科学的ではない。【意】	ご意見として承ります。
19	屋内退避について、パニックにならないよう、実現可能性の十分な根拠や裏付けが不可欠である。【意】	ご意見として承ります。
20	PAZとUPZの設定について、IAEA（国際原子力機関）の基準と来たが、福島第一原発の事故では30kmを超える地域でも汚染区域があり、アメリカは80km圏内の自国民への避難を指示したということもあったが、30kmという設定で良いのか。またPAZの住民が優先的に避難する段階的避難について、原子力発電所が目視できる地域が5km以上のところもあるが、そういう状態で避難ではなく屋内退避をすることへの理解がなかなか得られないと思うが、根拠を教えて欲しい。【議】	PAZとUPZの設定については、福島第一原発事故やIAEA(国際原子力機関) の基準も踏まえて、初動体制として設定したものである。これを超えるような場所で、より高い放射線影響がある場合は、初動の次のフェーズでしっかりと対応していくこととなる。 5 km以遠でも発電所が目視できる地区があり、不安が大きいということは理解するが、放射性物質が放出した場合に5 kmより近いと放出後間もない高濃度の放射性プルームの影響で健康影響が非常に高まる可能性が高く、5 kmを超えると、希釈が進み影響は相当低くなるということで、5kmというのが国際的にも福島第一原発事故を踏まえた基準となっている。
21	PAZやUPZの設定は絵に描いた餅。もし北西の風が吹いたら松江市街地もPAZと同じような環境になる。 福島第1原発事故で全村避難となった飯舘村は原発から40キロ。40キロの人口が24万人だが、島根原発で同じように考えると54万人。東電は12兆円ぐらい補償しているが、島根原発で同じような想定をすると20兆円を超える。中電の売上規模で対応可能なのか。【住】	福島第一原発事故以降、風向きによる避難は考えていない。放射性物質の放出のタイミングや放出量も事前に分からぬいため、こういったものについては現在考えていない。福島第一原発事故の教訓、国際基準を踏まえ、PAZ・UPZの概念を取り入れた。 UPZ外についてもリスクはあるが、UPZに比べ可能性は低い。万が一の場合は同様に屋内退避または避難を行っていただく。その際は国からも適切に指示を出す。 補償について、中国電力が原賠法等に規定に基づいて適切に処理されるものと認識している。
(2) 要支援者対策のこと		

意見概要		回答概要
1	UPZ内の医療機関の入院者数のうち、避難の実施により健康リスクが高まる人数を明記すべき。【意】	UPZについては、全面緊急事態となった場合には、屋内退避を行う。万が一、放射性物質放出後、空間放射線量率が基準値を超える地域があった場合、しっかりと準備した上で、当該地域において一時移転等を行う。【新規回答・内閣府】
2	30km圏内の約5万人の要支援者の避難が短時間で可能なのか。避難用車両の運転手の確保について、自身や家族の避難を最優先に考えると思うので、短時間に必要台数の確保が可能なのか。【意】	避難行動要支援者については、短時間での避難にこだわり、避難先や避難手段等の準備が整わない段階で避難を行うと健康リスクが高まる恐れがあるため、原発近隣に放射線防護対策施設を整備し、安全に避難が実施できる準備が整うまでは屋内退避を行い、準備が整い次第、避難や一時移転をしていただく計画としています。 その際必要な避難手段（福祉車両等）については、中国5県のバス協会・タクシー協会と協定を締結し必要数を確保しているほか、中国電力に要請し、ストレッチャー車両の追加確保を行っています。【新規回答・島根県】
3	情報連絡対象の関係機関に医療機関が入っていないのはなぜか。【意】	医療機関については記載がありませんが、同様に情報連絡を行うこととしています。【新規回答・島根県】 当該スライドでは、住民への情報伝達体制・手段等を示すとともに、関係機関には別途情報連絡を行っていることを示しています。関係機関については例示をしたものと認識しています。【新規回答・松江市】
4	鹿島病院の避難計画は策定済みか。避難する際の移動手段(方法)は書かれているか。【意】	鹿島病院では、避難計画が策定されています。 入院患者の搬送手段は、入院患者の病態等により異なることから、県が、避難が必要となった際の入院患者の病態等を把握の上、避難先や病態に応じた移動手段を調整することとしています。【新規回答・島根県】
5	PAZ内の医療機関の入所者等は、施設敷地緊急事態では全施設屋内退避するのか。【意】	PAZにおいて、要配慮者等の施設敷地緊急事態要避難者に該当する方は、その段階で避難することとされていますが、避難の実施により健康リスクが高まる方は、安全に避難が実施できる準備が整うままで、放射線防護対策を講じた施設にて屋内退避を行うこととされています。【新規回答・島根県】

	意見概要	回答概要
6	鹿島病院から松江日赤に移送されて入院しているコロナ患者は、全面緊急事態においても松江日赤に留まるのか。それともUPZ外のコロナ対応の拠点病院に移送するのか。その際の移動手段はどうか。【意】	UPZ内の病院に入院している感染症患者は、全面緊急事態に至った際、他の入院患者と同様に、その病院で屋内退避を行いながら治療を継続することとなります。【新規回答・島根県】
7	不足の事態のみならず、重症患者が入院する医療機関は、ストレッチャー、ヘリコプター、船舶等が輸送手段として必要ではないか。患者1名に対し支援者が複数名必要ではないか。自衛隊の医務官しか対応できないのではないか。予めシミュレーションが必要ではないか。【意】	原子力災害に対しては緊急時対応など事前の計画により対応することとなり、不測の事態の場合、実動組織による支援を行う。【新規回答・内閣府】
8	UPZ内の医療機関は個別の避難計画を策定済みとあるが、医療機関に問い合わせたところ未策定で、県から指示もないとのことだった。事実誤認ではないか。【意】	県では、入院病床を有する全ての医療機関（病院及び有床診療所）に対し「原子力災害にかかる避難計画策定ガイドライン」を示し、医療機関ごとに避難計画を策定するよう要請するとともに、UPZ内の全ての病院及び有床診療所において、避難計画が策定されていることを確認しています。【新規回答・島根県】
9	医療機関が短期間で患者情報をまとめて県へ提出するのは困難ではないか。【意】	UPZ内の医療機関では、全面緊急事態までに入院患者に係る情報を県に提供することとしていますが、電子カルテ等から患者情報を抽出する仕組みもあり、とりまとめる時間的余裕があるものと考えています。【新規回答・島根県】
10	県が医療機関から提出された患者情報を基に県内医療機関との調整で受け入れ先を確保することは、短期間で可能なのか。【意】	入院患者の避難先となる病院は、あらかじめ医療機関等の関係機関や避難先となる山陽3県と合意した調整方法に基づき、県が迅速に確保することとしています。【新規回答・島根県】
11	県が避難元医療機関に対し避難先医療機関を通知するとあるが、県は通知するだけなのか。【意】	県は、UPZ内の医療機関から入院患者に係る情報の提供を受け、入院患者の病態に応じたUPZ外の受入先病院を確保し、避難手段及び避難時の支援要員に係る調整等の状況を含め連絡することとしています。【新規回答・島根県】

	意見概要	回答概要
12	避難元と避難先の医療機関同士が連絡を取り合い一時移転を実施するとあるが、医療機関任せではないか。呼吸器や点滴・胃管等が必要な重傷者の移送は、実動組織の支援が必要と思われるが、どこが責任をもって対応するか明記すべきではないか。国の原子力災害対策本部との調整は、県がするのか国がするのか。【意】	県は、まずは、UPZ内の医療機関から入院患者に係る情報の提供を受け、UPZ外の病院等と調整の上、受入先を確保することとしています。その後、転院にあたり、避難元と避難先の医療機関が、入院患者の個別の病態や搬送に必要な措置等の情報を共有し、それぞれの患者にふさわしい対応を行うために、直接連絡を取っていただくこととしています。 併せて県において入院患者の病態に応じた搬送手段等を確保することとしていますが、万一、確保が困難な状況となった場合には、国に支援を要請し、国の原子力災害対策本部において確保に向けた調整が行われます。また、不測の事態により確保した輸送能力等で対応できない場合は、県は実動組織に支援を要請することとしています。【新規回答・島根県】
13	UPZ内の医療機関の重症の感染症患者は、全面緊急事態になっても、被ばくの可能性のあるUPZ内の医療機関で治療を受けるのか。安全なUPZ外のコロナ対応の拠点病院に移送するのか。その際の移動手段や支援者はどう確保するのか。【意】	UPZ内の病院に入院している感染症患者は、全面緊急事態に至った際、他の入院患者と同様に、その病院で屋内退避を行いながら治療を継続することとなります。【新規回答・島根県】
14	精神科病院の入院患者について、特別の配慮をした上で避難計画を立てているか。【意】	UPZ内の精神科病院では、それぞれ避難計画が策定されています。 入院患者の避難については、医療機関の機能や病床の種別など様々であり、入院患者の状況も異なることから、病態に応じた計画が策定されるよう、「原子力災害にかかる避難計画策定ガイドライン」にその旨を示しており、県では計画の実効性の向上に向け、継続して支援を行ってまいります。【新規回答・島根県】

意見概要

避難計画については問題山積な状態だと思っている。地震などの自然災害との複合で原子力発生する可能性が非常に高く、計画どおりにはいかないと思う。避難に支援が必要な住民が全国一多い約4万8千人おられ、一人暮らしの高齢者も相当数おられるが、一人一人を誰がどのような手段でどこまで支援するのかや、避難に必要なバスや福祉車両の調達も、各地のバス会社の運行実態を調査した上で本当に調達できるか確認したのかなど、内閣府が実際に現場に足を運び、具体的で実効性があることを確認されたのか。

UPZの住民は被ばくをすることが前提となっている。事前に説明を受け、了承して受ける医療被ばくとは違い、原発事故は、勝手に承諾もなく余計な被ばくをすることになる。ICRPにて、遺伝的影響、発癌リスクは被ばく線量に比例してリスクが存在するという確率的影響が認知されているため、断固として被ばくは認められない。住民が被ばくをしないための計画にしていただきたい。

原発の事故の避難は、福島の例を見ても長期に及ぶと思うが、奪われた仕事、元の生活をきちんと保障してくれるのか。そういう計画でなければ納得できない。【安】

15

回答概要

緊急時対応の策定にあたっては、作業部会で平成27年から33回にわたり検討してきた。具体的に確認してきた事項としては、避難先・避難経路・避難車両の確保といった対応策について、現地調査や広島県・岡山県の自治体との調整といった対応もしてきた。避難計画に関するご指摘については、例えばバスの確保については、中国地方のバス会社、タクシー会社と協定を結んで輸送能力を確保している。

UPZ全域で一度に一時移転することは想定しておらず、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、プルームが沈着するような区域が仮にできた場合に、そちらの区域のみ一時移転をしていただくということとなる。

要支援者も含めて、十分避難車両というものを確保させていただいている。

被ばくのリスクについては、原子力災害対策指針においては、できる限り被ばくを低減し、確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを最小限に抑えようというのが緊急時の防護措置の考え方で、UPZは放射性物質が放出後のプルームが通過している間は、屋外で行動するとかえって被ばくのリスクがあるため、屋内退避をしていただくことにしてい

る。

長期的な避難に対する保障については、私どもはいわゆるフェーズ1という緊急時対応を担当しており、長期避難・保障についてはフェーズ2という、経済産業省及び内閣府において原子力災害の支援チームという別な組織で対応の検討をしている。

	意見概要	回答概要
16	<p>バスの調達については日常的な運行もあるので現実的に調達可能な台数はどの程度あるのかということや、要支援者に対する支援者が十分に確保されていない実態があると思うが、内閣府として、松江市内に足を運び、どの地域にどのような要支援者が何人いて、具体的な支援策がきちんと体制上とられているのかを確認して回られたのか確認したい。【安】</p>	<p>現地調査で足を運び、具体的な避難要支援者・配慮者への支援ということで、まずは平成27年からバス会社との協定締結の対応を行った。</p> <p>現地の状況について、全ての市民の方にお会いすることはなかなか難しいところがあるので、一般市民の方々にも参加していただいている防災訓練に参加し、アンケート結果なども毎年拝見している。</p> <p>また、現地を全て回ることはできないが、島根県庁及び松江市がまとめている各地区のパンフレット等、そういうものも拝見し、他の地域に比べて非常に細かく、ご指摘・ご批判はあると思うが、松江市などは非常に地区別の避難対応のガイドが策定されていることを確認している。</p> <p>要支援者への支援については、今春の災害対策基本法の改正により個別避難計画をこれから策定しなければならないことになった。一人ひとりの要支援者・要配慮者に対する個別避難計画が、まだまだ足りないという批判はあるが、私どもも足りない部分は充実・強化しながら行ってまいりたい。</p> <p>バス会社には研修等も行い、運転手の方々も原子力防災に参加いただくような環境整備も行っている。まだまだ足りないという批判はあるが、私どもも足りない部分は充実・強化しながら行ってまいりたい。</p>

意見概要

回答概要

17 <p>緊急時対応は原子力防災会議で具体的かつ合理的なものと確認されたということだが、官邸でわずか15分ばかりのテレビ会議で了承されたもの。</p> <p>一義的な被ばくを避ける前提の計画だと思うが、一時移転だろうが避難だろうが、福島の事故を踏まえると行った先で1日2日では帰ってこれないと思う。避難先に長期間要することも想定されるので、地域には病院や施設に入ってる方だけではなく、様々な障害を負って生活されている方もいると思うので、そういう方が何時間もかけて本当に移動できるのか。</p> <p>また、トイレの近い人や車椅子の方、さまざまな障がいのある方など、一晩・二晩も大勢の中で過ごせない人は沢山いる。そういう人たちの避難方法や、避難・一時移転した先での健康状態の管理など、そこまで含めて計画が練られて、それが具体的かつ合理的なかどうかが今の説明でよくわからず、本当に実効性があるとは思えない。放射線を仮に避けようと思っても、逃げられない人がいっぱいいる。1時間おきにトイレいかなきゃいけないと人もいるのに、どうやって何時間もかけていくのかなどを考えたら、とても実効性があるとは思えない。</p> <p>その点を含めて、この避難計画についてどこまで国として考えているのかお聞きしたい。【住】</p>	住民の方のそれぞれの状況に応じて、どうすれば避難できるのかをしっかり考えていかなければならないと考えている。 <p>避難先が事前に決められていない上に避難先や避難経路も決められていない中で住民の方に避難させてしまい、その過程で健康を害されてしまう方や死者を多数出してしまったことが、福島原発事故における大きな反省点。</p> <p>この反省を踏まえ、今回の計画では避難先とその避難先に必要な収容人数、避難に必要な移動手段を具体的に関係自治体と共同して特定してまとめている。</p> <p>ただ、医療的なケアが必要な方々の病状は日によって異なり、例えば妊娠されている方や小さなお子さんを連れの方の人数も日によって異なるのはご指摘のとおり。逐次それを正確に把握するのは非常に大変だが、関係市町や県と密接に連携をして、そういう方々が健康に不要な影響が及ばないように、しっかりとケアをした上で避難いただくことに努めていきたい。</p>
18 <p>避難で健康リスクの高まる者が、放射線防護対策施設内で退避とあるが、その方だけでなく、医師、看護師、介護士、ご家族等、たくさんの方が付き添い介護しなければならない。そういうことも想定しての人数、備蓄か。</p> <p>また、安全に避難が実施出来る準備が整い次第避難するとしている、その期間はどのように考えているのか。【住】</p>	医師やケアする方もすぐに移動ができないため、放射線防護対策施設などで屋内退避をしていただく。
19 <p>いわゆるケアティカーが収集を強制される法的スキームになっているかどうか。</p> <p>【住】</p>	放射線防護対策施設には、健康リスクが高まる者のみならず、それをケアする方も入ってもらうことになる。

意見概要

回答概要

20 <p>医療機関に入院している重症患者が本当に避難できるのだろうかと思う。点滴や酸素吸入器につながれた状態であり、最初から自衛隊にお願いしなきゃいけないのではないか。そういうことを想定してシミュレーションするべきだができていない。 どれくらいの人数がいるかも把握ができていない。医療機関ごとの避難計画が策定済みと書かれているができない。 福島でもたくさん方が亡くなつたが、本当に具体的に、真面目に考えているのか。 【住】</p>	福島の事故のときは入院患者等を無理矢理避難させたため、亡くなられた方がいた。現在は考え方を変え、PAZに関しては避難に時間がかかる方は、一般の方より早いタイミングの施設敷地緊急事態で避難をすることになった。避難することで健康リスクが高まる方は安全に避難ができる準備が整うまで屋内退避を行う。 UPZも同様に、一時移転の指示が出た段階で直ちに避難するのではなく、準備がてきてから避難する。 不測の事態には実動組織が活動する。
21 <p>長期の避難生活を続けなければならなくなつた場合、避難先での生活はどのように保障されるのか。老人ホームなどの入所者の受入キャパが十分でない。 以前同じような質問をした際に、それは緊急時対応ではなく次のフェーズというお答えだった。どこの機関が検証されるのか。 私たち住民は避難先での生活についても説明を受けた上で再稼働の判断を行うのか、それとも緊急時対応のみで判断しなければならないのか。【住】</p>	防災の基本的な考え方は生命身体財産を守ること。福島原発事故の際は避難先も避難手段も分からぬまま避難を行い、その過程で亡くなつた方も多くいた。原子力災害は広域避難を行うことが特徴的であり、避難手段と避難先をあらかじめ定めると言うことを福島原発事故以降、徹底してきた。 長期的な避難についてはいろいろなケースが考えられる。さらにどこかに移動するのか、仮設住宅を建てるのか、最寄りまで戻るのか。関係自治体や国が一体となって総合的に判断しながらやっていくものを考えている。
22 <p>医療機関や社会福祉施設関係者から不安の声がある。緊急時対応の了承にあたり、医療機関や社会福祉施設の現場の声はどのように把握されたのか。今後どのようにされるのか。受入先自治体の計画が十分整っていない中での了承に疑問の声があるが、社会福祉施設などは受入先の確保の具体的な見通しがあるのか。【議】</p>	特に医療機関では、受け入れ体制が整っていないと、むしろ避難によって健康に害が及ぶということが起こりうるので、関係自治体とともに医療機関と相談して避難計画等をまとめている。ただ、感染症流行下で受入れの難易度は高まっていると考えており、そうしたことも含め、医療機関の中では、まだ不安の声や対応マニュアルの整備等、行き届いていないといったケースもあると思うので、関係自治体とともに支援していきたい。受入れ先自治体のマニュアルについては、今年度あるいは来年度といった期間で策定されるよう作業を進めていると聞いており、しっかりととしたマニュアルが策定されるよう、支援を講じてまいりたい。
23 <p>要支援者の避難は困難が大きく、実効性のある計画は立てられないと思う。【意】</p>	ご意見として承ります。
(3) 避難手段の確保に関するこ	

意見概要

回答概要

1	避難計画については問題山積な状態だと思っている。地震などの自然災害との複合で原子力発生する可能性が非常に高く、計画どおりにはいかないと思う。避難に支援が必要な住民が全国一多い約4万8千人おられ、一人暮らしの高齢者も相当数おられるが、一人一人を誰がどのような手段でどこまで支援するのかや、避難に必要なバスや福祉車両の調達も、各地のバス会社の運行実態を調査した上で本当に調達できるか確認したのかなど、内閣府が実際に現場に足を運び、具体的で実効性があることを確認されたのか。 UPZの住民は被ばくをすることが前提となっている。事前に説明を受け、了承して受ける医療被ばくとは違い、原発事故は、勝手に承諾もなく余計な被ばくをすることになる。ICRPにて、遺伝的影響、発癌リスクは被ばく線量に比例してリスクが存在するという確率的影響が認知されているため、断固として被ばくは認められない。住民が被ばくをしないための計画にしていただきたい。 原発の事故の避難は、福島の例を見ても長期に及ぶと思うが、奪われた仕事、元の生活をきちんと保障してくれるのか。そういう計画でなければ納得できない。【安・再掲】	避難行動要支援者については、短時間での避難にこだわり、避難先や避難手段等の準備が整わない段階で避難を行うと健康リスクが高まる恐れがあるため、原発近隣に放射線防護対策施設を整備し、安全に避難が実施できる準備が整うまでは屋内退避を行い、準備が整い次第、避難や一時移転をしていただく計画としています。 その際必要な避難手段（福祉車両等）については、中国5県のバス協会・タクシー協会と協定を締結し必要数を確保しているほか、中国電力に要請し、ストレッチャー車両の追加確保を行っています。【新規回答・島根県】
2	緊急時対応の策定にあたっては、作業部会で平成27年から33回にわたり検討してきた。具体的に確認してきた事項としては、避難先・避難経路・避難車両の確保といった対応策について、現地調査や広島県・岡山県の自治体との調整といった対応もしてきた。避難計画に関するご指摘については、例えばバスの確保については、中国地方のバス会社、タクシー会社と協定を結んで輸送能力を確保している。 UPZ全域で一度に一時移転することは想定しておらず、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、プルームが沈着するような区域が仮にできた場合に、そちらの区域のみ一時移転をしていただくということとなる。 要支援者も含めて、十分避難車両というものを確保させていただいている。 被ばくのリスクについては、原子力災害対策指針においては、できる限り被ばくを低減し、確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを最小限に抑えようというのが緊急時の防護措置の考え方で、UPZは放射性物質が放出後のプルームが通過している間は、屋外で行動するとかえって被ばくのリスクがあるため、屋内退避をしていただくことにしている。 長期的な避難に対する保障については、私どもはいわゆるフェーズ1という緊急時対応を担当しており、長期避難・保障についてはフェーズ2という、経済産業省及び内閣府において原子力災害の支援チームという別な組織で対応の検討をしている。	

意見概要

回答概要

3	<p>バスの調達については日常的な運行もがあるので現実的に調達可能な台数はどの程度あるのかということや、要支援者に対する支援者が十分に確保されていない実態があると思うが、内閣府として、松江市内に足を運び、どの地域にどのような要支援者が何人いて、具体的な支援策がきちんと体制上とられているのかを確認して回られたのか確認したい。【安・再掲】</p>	<p>現地調査で足を運び、具体的な避難要支援者・配慮者への支援ということで、まずは平成27年からバス会社との協定締結の対応を行った。</p> <p>現地の状況について、全ての市民の方にお会いすることはなかなか難しいところがあるので、一般市民の方々にも参加していただいている防災訓練に参加し、アンケート結果なども毎年拝見している。</p> <p>また、現地を全て回ることはできないが、島根県庁及び松江市がまとめている各地区のパンフレット等、そういうものも拝見し、他の地域に比べて非常に細かく、ご指摘・ご批判はあると思うが、松江市などは非常に地区別の避難対応のガイドが策定されていることを確認している。</p> <p>要支援者への支援については、今春の災害対策基本法の改正により個別避難計画をこれから策定しなければならないことになった。一人ひとりの要支援者・要配慮者に対する個別避難計画が、まだまだ足りないという批判はあるが、私どもも足りない部分は充実・強化しながら行ってまいりたい。</p> <p>バス会社には研修等も行い、運転手の方々も原子力防災に参加いただくような環境整備も行っている。まだまだ足りないという批判はあるが、私どもも足りない部分は充実・強化しながら行ってまいりたい。</p>
4	<p>規制委員会は危険がないと言いながら、ここでは事故が起こった場合の想定すること自体おかしい。</p> <p>事故があってから、バス会社に要請すると言っても、自分の家族もいる運転手が避難者を運べるか想定出来ない。</p> <p>避難先でのいじめもあった。</p> <p>避難のことを（内閣府が）75人で作業なんて考えられない。何人がどこに行くといったことよりも重要なことではないかと思う。</p> <p>自分はバスでの避難訓練にも参加したが、途中で混んでいて上手くいかなかったのに、我々に（上手くいくよう）見せかけているだけにしか見えない。【住・再掲】</p>	<p>福島原発事故では、避難過程で亡くなる方が非常に多かったということが教訓。</p> <p>例えば、避難指示が出た住民がどこに避難したらいいか分からなかった、本来バスに乗るべきでない人もバスに乗せて移動したといった反省から、あらかじめ避難先については1対1でなるべく紐付け、バスについても本来乗るべきでない人は福祉車両を手厚く用意するといった対応をきめ細かく定めている。</p>
<p>(4) 避難先の確保に関するこ</p>		

意見概要		回答概要
1	避難受け入れ先自治体の住民の了解は得ているか。【意】	<p>原子力災害時の広域避難については、岡山県・広島県とそれぞれ協定を締結しており、両県内への避難が必要があると認めたときには、両県内の市町村に対し受入を要請し、避難者の受入れをいただくこととしています。また、各市町村には避難所等（避難所、広域福祉避難所、避難経由所）の選定にも協力いただいており、受入れについてご理解をいただいているものと考えています。【新規回答・島根県】</p> <p>松江市では、原子力防災訓練や避難先視察研修など、避難先自治体の協力を得ながら取り組んでいます。引き続き、受入れ先自治体との連携強化に努めてまいります。【新規回答・市】</p>
2	八雲地区は庄原市へ避難するが、避難先施設の了解を得ているのか。【意】	<p>避難先市町村には、避難所等の選定等にも協力いただいているものと考えています。【新規回答・島根県】</p> <p>松江市では、原子力防災訓練や避難先視察研修など、避難先自治体の協力を得ながら取り組んでいます。引き続き、受入れ先自治体との連携強化に努めてまいります。【新規回答・市】</p>
3	避難先が被災し使用できなくなった場合、次の避難先が確保してあるのか。【意】	<p>原子力災害時には、事故の早い段階から避難先に受入可否の状況について確認を行うこととしています。避難先の被災等により収容人数が不足する場合は、原子力発電所の状況を確認した上で、避難指示が出ていない地区的避難先市町村や鳥取県の予備的避難地域と避難受入れについて調整することとしています。【新規回答・島根県】</p>
4	事故時は風向きにより避難場所を変更する計画があるのか。学校や保育園へ保護者が迎えに行くにあたり、職場をすぐ離脱するようなことができる仕組みになっているか。家庭でペットや家畜を飼っている方もおられるが、避難先に連れて行って良いのか。【安】	<p>あらかじめ想定された避難先が避難できないような放射線量だった場合、代替となる避難先を原子力災害対策本部で迅速に決めるというルールを定めている。</p> <p>児童生徒を保護者が迎えに行く場合、その保護者が身動きが取れずに引き渡しきれないというケースは想定される。その場合は、先生方が児童を連れて避難経由所・避難所まで責任を持って引率するというルールになっている。</p> <p>ペットや家畜を連れて避難することについては、内閣府の方では特に否定はしていない。</p>

意見概要		回答概要
5 避難計画は、避難計画と受入計画がセットでないと駄目。70ぐらいの自治体に避難すると思うが、避難計画と受入計画が上手くマッチングしているか内閣府で点検されているのか。【住】	受入先は、避難先避難元がしっかりと打ち合わせ等を行った上でまとめている。受入先が具体的な受入れマニュアルを作っていないとしても、内閣府で方針を示しており、何か起きた時、この基本の方針に基いて行う受入体制としては整っていることを確認している。	
6 避難の受入先自治体において、受入の計画ができていないところがあるが、何が課題で、どのようにしていくのか伺いたい。【住】	受入先においてマニュアルが作成されていないことは内閣府としても承知しているが、受入元と受入先の自治体でしっかりと打合せをしており合意は取れている。マニュアルについてはひな形を示しており、より円滑に対応ができるよう支援をしていきたいと考えている。	
7 忌部地区は神石高原町へ避難するが、積雪時に中国山地を越えることには不安がある。【意】	ご意見として承ります。	
(5) 複合災害時における対応に関するこ		
1 基本的に自然災害との複合で非常事態になると思うが、避難は可能なのか。【意】	自然災害との複合災害になった場合、避難等の考え方をまとめており、必要な対応ができるようにしている。【新規回答・内閣府】	
2 島根町の加賀地区はUPZで隣の大芦地区はPAZとなっているが、冬の西風の影響などを考えると、500mや1kmという距離の違いで区域を分けるのは無意味ではないか。地震、津波との複合災害を想定すると、半島部の地区は逃げ場が無いと思う。【安・再掲】	5kmという距離は目安である。緊急時モニタリングの結果に基づいて5km、6kmというところについても、放出前と放出後の話はあるが、迅速に一時移転等の判断をしていく。複合災害時の対応は、人命最優先と考えており、自宅が被災された場合などは避難所で屋内退避をしていただく。避難については、道路も使えない、ヘリあるいは海路、海路も立ち寄る港がないというご指摘も地域からいただいており、そういうところについては、個別に被害の状況に応じて、国・県・市が連携しながら臨機応変に対応していく。	

意見概要		回答概要
3 不確定要素が多い。屋内退避と言うが、阪神淡路大震災の際には火災も1万件発生した。屋内退避する家がないかもしれない。最悪の場合、雪の中放射性物質が放出される。車も動かない。中国山地も越えられない。 4 スタンフォード大学の教授が日本の自然エネルギーのポテンシャルが先進国で一番と言われている。何故やらないのか。是非取材をして欲しい。【住】		自然災害が発生している状況では自然災害を優先する可能性はある。緊急時対応ではそういった場合のことも想定してスライドを用意している。可能な限り両立を図っていくこととしている。
4 複合災害時には、避難経路が被災し使用できないのではないか。空路や海路での輸送が考えられると説明されたが、より具体的、現実的に訓練やシミュレーションなどを行う必要があるのではないか。【議】		島根地域において、海路又は空路を用いる際に活用できるヘリポートと港湾を資料にまとめているが、設定にあたっては、実際に自衛隊の船舶やヘリコプターがちゃんとつけるのかということは、防衛省や海上保安庁と相談しながら定めている。また、海路・空路を使用する場合も想定した訓練を実施している。
5 海路、空路の訓練については、住民への説明や動員をしての訓練も必要だと思う。港湾やヘリポートへ至る道路、橋梁等も被災する可能性があるので、この強化もお願いしたい。【議】		実動組織としっかり連携して対応してまいりたい。
(6) 実動機関の支援・協力に関すること		
1 不足の事態のみならず、重症患者が入院する医療機関は、ストレッチャー、ヘリコプター、船舶等が輸送手段として必要ではないか。患者1名に対し支援者が複数名必要ではないか。自衛隊の医務官しか対応できないのではないか。予めシミュレーションが必要ではないか。【意・再掲】		原子力災害に対しては緊急時対応など事前の計画により対応することとなり、不測の事態の場合、実動組織による支援を行う。【新規回答・内閣府】
2 避難にあたり大渋滞が考えられ、計画どおりにはいかないと思う。空輸も考えるべき。【意】		地域ごとにあらかじめ避難経路を設定しているが、その避難経路が使用できない場合は他の経路により避難を実施することになる。なお、不測の事態の場合、実動組織による支援により空路を含めて様々な手段により避難を行う。【新規回答・内閣府】

	意見概要	回答概要
3	<p>事故は自然災害との複合災害で起きる可能性が高い。その時に、警察、消防、海上保安庁、自衛隊の協力でという形は出来ているが、大災害時のシミュレーションが足りないのでないか（地震による落橋、幹線道路の普通、船の着岸の可否等）。</p> <p>更なるシミュレーション、更なる計画の細部の具体化の考えはあるか。【住】</p>	<p>原則は実動機関による計画にはしていないが、不測の事態には、いわゆる実動組織の協力を仰ぐことになっている。</p> <p>不測の事態の活動は、実はあらかじめ定めることが適當ではなく、災害の規模や長さ等により状況が異なる。</p> <p>例えば避難経路が使えない場合に、別経路を使うのがよいか、実動組織による救助活動をするか、大きく発想を変え避難先自体変えるなど、国と自治体で連携をし、自然災害と原子力災害の状況をしっかりと確認整理しながら最適な対応をしていく。</p>
4	<p>医療機関に入院している重症患者が本当に避難できるのだろうかと思う。点滴や酸素吸入器につながれた状態であり、最初から自衛隊にお願いしなきゃいけないのではないか。そういうことを想定してシミュレーションするべきだができていない。</p> <p>どれくらいの人数がいるかも把握ができていない。医療機関ごとの避難計画が策定済みと書かれているができない。</p> <p>福島でもたくさん方が亡くなつたが、本当に具体的に、真面目に考えているのか。</p> <p>【住・再掲】</p>	<p>福島の事故のときは入院患者等を無理矢理避難させたため、亡くなられた方がいた。現在は考え方を変え、PAZに関しては避難に時間がかかる方は、一般の方より早いタイミングの施設敷地緊急事態で避難をすることとなった。避難をすることで健康リスクが高まる方は安全に避難ができる準備が整うまで屋内退避を行う。</p> <p>UPZも同様に、一時移転の指示が出た段階で直ちに避難するのではなく、準備ができるから避難する。</p> <p>不測の事態には実動組織が活動する。</p>
(7) 住民の避難計画に関する理解に関すること		

意見概要

緊急時対応について、どのように地域住民に徹底させるのか。今回の会議で6割の方々が理解されているとのアンケート結果があるとのことだったが、とても6割の方が理解されているとは考えられない。今後どのようにして徹底されるのか。【安/質】

1

回答概要

原子力災害時の避難方法等については、これまで広報誌の配布や、見学会等の開催、訓練時の緊急速報メールの配信等により周知を図ってきているところですが、今後、原発から30km圏内の関係自治体と一体となって、「緊急時対応」で示している地区ごとの避難先や避難ルート、原子力災害時にとるべき行動等を各戸に分かりやすく伝わるようなパンフレットの作成、配布等に取り組むことを検討しています。【新規回答・島根県】

松江市のこれまでの周知の取り組みとしては、計画策定時に市内の各公民館・支所単位で説明会を開催させていただき、その後は、原子力防災訓練、出前講座、原子力関連施設見学会、避難先自治体の視察研修会、学校の出前授業など、市民の皆さんのが参加しやすい多様な機会を通じ、避難先自治体や避難経路、避難のタイミングといった、お住まいの地区ごとの避難計画の内容について説明し、意見を伺っています。

今後とも、市民の皆さんへの十分な周知の機会を充実させてまいりますとともに、防災訓練の実施による検証等を通じて、避難計画の実効性を高め続けていきたいと考えています。

【新規回答・市】

2

事故時は風向きにより避難場所を変更する計画があるのか。学校や保育園へ保護者が迎えに行くにあたり、職場をすぐ離脱するようなことができる仕組みになっているか。家庭でペットや家畜を飼っている方もおられるが、避難先に連れて行って良いのか。【安・再掲】

あらかじめ想定された避難先が避難できないような放射線量だった場合、代替となる避難先を原子力災害対策本部で迅速に決めるというルールを定めている。

児童生徒を保護者が迎えに行く場合、その保護者が身動きが取れずに引き渡しきれないというケースは想定される。その場合は、先生方が児童を連れて避難経由所・避難所まで責任を持って引率するというルールになっている。

ペットや家畜を連れて避難することについては、内閣府の方では特に否定はしていない。

意見概要

回答概要

3	<p>避難計画を実行るのは住民であり、現行のパンフレット配付や一部住民参加の避難訓練だけでは、住民が実質的に理解して実行できるレベルまで達してない。</p> <p>住民が避難計画を理解し、ちゃんと実行されるような説明活動が計画そのものと同じぐらい大事だと思うので、それを考えてほしい。【住】</p>	<p>計画を作つたりパンフレット等を作つて満足しては駄目で、継続的な改善が一番重要な点と認識している。</p> <p>防災計画の実効性の大きな要素は行政機関の対応能力と住民のご理解。訓練に参加を促したり、その結果を多くの方に広報して、防災への関心を持っていただくことを毎年度継続的に行なうことが重要。そうした取組についてはしっかり関係自治体に寄り添い、訓練や研修が必要であれば財政的支援等をすることで、より広い範囲の住民に知つていただく機会を広めたい。</p>
4	<p>利害関係者にきちんと説明をし、理解を得ていただきたい。</p> <p>それと、実際に災害が発生した場合は計画どおりにはいかないと思う。福島県とは違うので、島根県にあった形にしないと実効性がない。鹿島町は年寄りも多く、企業や住民などの手伝いがないと避難できない。もっと実効性のある、分かりやすい計画を示してもらわないと住民は納得できない。【住】</p>	<p>ご指摘のとおり、地域の実情に応じて計画は継続的に改善していくべきもの。島根地域の緊急時対応について、関係自治体や関係省庁が協力して検討してきたが、その過程で、なるべく現地に足を運び、地域の実情を盛り込んだ形でまとめたと考えているが、まだまだ住民の方々の理解が及んでいないところもあるので、引き続き訓練等を通じて改善に努めたい。</p>
5	<p>島根県の調査では6割が理解しているということがわかる資料をいただきたい。</p> <p>【安】</p>	<p>資料提供をさせていただく。</p>
(8) 中長期の対応に関するこ		

意見概要

避難計画については問題山積な状態だと思っている。地震などの自然災害との複合で原子力発生する可能性が非常に高く、計画どおりにはいかないと思う。避難に支援が必要な住民が全国一多い約4万8千人おられ、一人暮らしの高齢者も相当数おられるが、一人一人を誰がどのような手段でどこまで支援するのかや、避難に必要なバスや福祉車両の調達も、各地のバス会社の運行実態を調査した上で本当に調達できるか確認したのかなど、内閣府が実際に現場に足を運び、具体的で実効性があることを確認されたのか。

UPZの住民は被ばくをすることが前提となっている。事前に説明を受け、了承して受ける医療被ばくとは違い、原発事故は、勝手に承諾もなく余計な被ばくをすることになる。ICRPにて、遺伝的影響、発癌リスクは被ばく線量に比例してリスクが存在するという確率的影響が認知されているため、断固として被ばくは認められない。住民が被ばくをしないための計画にしていただきたい。

原発の事故の避難は、福島の例を見ても長期に及ぶと思うが、奪われた仕事、元の生活をきちんと保障してくれるのか。そういう計画でなければ納得できない。【安・再掲】

2 避難後、実際問題、帰れないという人々は何年も住まないといけなくなった時に、そういう準備を各県はしているのか。（あるいは）国の姿勢として、考えられているか。【住】

回答概要

緊急時対応の策定にあたっては、作業部会で平成27年から33回にわたり検討してきた。具体的に確認してきた事項としては、避難先・避難経路・避難車両の確保といった対応策について、現地調査や広島県・岡山県の自治体との調整といった対応もしてきた。避難計画に関するご指摘については、例えばバスの確保については、中国地方のバス会社、タクシー会社と協定を結んで輸送能力を確保している。

UPZ全域で一度に一時移転することは想定しておらず、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、プルームが沈着するような区域が仮にできた場合に、そちらの区域のみ一時移転をしていただくということとなる。

要支援者も含めて、十分避難車両というものを確保させていただいている。

被ばくのリスクについては、原子力災害対策指針においては、できる限り被ばくを低減し、確定的影響を回避するとともに確率的影響のリスクを最小限に抑えようというのが緊急時の防護措置の考え方で、UPZは放射性物質が放出後のプルームが通過している間は、屋外で行動するとかえって被ばくのリスクがあるため、屋内退避をしていただくことにしている。

長期的な避難に対する保障については、私どもはいわゆるフェーズ1という緊急時対応を担当しており、長期避難・保障についてはフェーズ2という、経済産業省及び内閣府において原子力災害の支援チームという別な組織で対応の検討をしている。

福島原発事故の反省から、まず初期対応として、避難先を一対一で紐づけして定めている。

その後の中長期的な避難については、例えば何か月、何年も体育館や公民館等の避難所にいることは想定していない。その後は、受入側の体制などを総合的に判断しながら、例えばホテルや民宿など生活が出来るスペースの確保後、移動していただくなど柔軟に対応する。

意見概要		回答概要
3 中長期に関する課題はたくさんある。福島の教訓として、その部分で苦しんでいる方がたくさんいる。この部分の対応は、今後別の部署で作るのか。【住】	(事前に)どこまで作りこむのかは非常に悩ましい問題。 例えば、(避難先に)仮設住宅を作る方がいいのか、原子力災害が収まった段階で避難元の近くへ戻ってくるのがいいのかなど、事前に定めることが適切でない部分もあると思う。 実際の発災後に住民としっかり相談しながら定めていく方がいいのかなど、今後も、国と関係自治体と一緒に検討していく。	
4 長期の避難生活を続けなければならなくなった場合、避難先での生活はどのように保障されるのか。老人ホームなどの入所者の受入キャパが十分でない。 以前同じような質問をした際に、それは緊急時対応ではなく次のフェーズというお答えだった。どこの機関が検証されるのか。 私たち住民は避難先での生活についても説明を受けた上で再稼働の判断を行うのか、それとも緊急時対応のみで判断しなければならないのか。【住・再掲】	防災の基本的な考え方は生命身体財産を守ること。福島原発事故の際は避難先も避難手段も分からまま避難を行い、その過程で亡くなった方も多くいた。原子力災害は広域避難を行うことが特徴的であり、避難手段と避難先をあらかじめ定めると言うことを福島原発事故以降、徹底してきた。 長期的な避難についてはいろいろなケースが考えられる。さらにどこかに移動するのか、仮設住宅を建てるのか、最寄りまで戻るのか。関係自治体や国が一体となって総合的に判断しながらやっていくものを考えている。	
5 避難が長期化した場合の説明を、もっと詳しく責任をもって回答して欲しい。「総合的に考える」という答えは一番信頼できない。【意】	意見概要1～4への回答概要を参照。	
(9) その他		
1 島根地域原子力防災協議会に法務省が入っていないのはなぜか。【意】	島根地域原子力防災協議会では、緊急時対応の作成に中心となる関係府省庁や関係機関をメンバーとしている。なお、法務大臣を含めた全閣僚が出席する原子力防災会議において、島根地域原子力防災協議会で確認した緊急時対応を了承している。【新規回答・内閣府】	
2 島根地域原子力防災協議会に法務省が入っていないのはなぜか。外国人、刑務所の避難計画が検討されていないのではないか。【意】	法務省にも適宜情報共有しており、法務省の所管する機関をはじめ、関係府省庁や県、関係機関が所管する機関において、個別に計画やマニュアルを作成するなど、緊急時対応を踏まえた対応がなされるものと承知している。【新規回答・内閣府】	

意見概要		回答概要
3	飲食物の接種制限は、具体的にどのように行うのか。【意】	放射性物質放出後、必要があれば、対象地域での生産物の出荷及び摂取制限が行われるものと承知している。【新規回答・内閣府】
4	オフサイトセンターの移転先となる出雲合同庁舎や仁多集合庁舎の構造と対応可能かを具体的に明らかにすべき。【意】	代替オフサイトセンターについては、内閣府令の要件に適合する施設と考えている。【新規回答・内閣府】
5	島根県庁と松江市役所の移転先と、対応可能かを具体的に明らかにすべき。【意】	島根県では、県庁等が所在する地区に避難指示等が出た場合にも対応できるよう業務継続計画の中で、移転の時期や移転先を定めています。具体的には、県庁等が所在する地区に避難指示等が出た場合、災害対策本部業務等については、住民の避難が完了するなどにより県庁で業務を行う必要がなくなったと認められる場合に出雲合同庁舎へ移転するととしており、他の優先すべき通常業務については、当該地区に避難指示等が出た時点で、県立浜山体育館へ移転し業務を継続することとしています。【新規回答・島根県】
6	内部被ばくの検査ができる機関とはどこか。【意】	松江市では、地域防災計画で災害対策本部の設置場所順位を定めており、被害の程度に応じて①市役所本庁、②消防本部、③公営企業その他の市関連施設庁舎、④支所の順に設置を行うこととしております。このうち、①市役所本庁及び②消防本部は庁舎の放射線防護対策を講じており、放射性物質放出後も継続して活動が可能だと考えています。しかしながら、職員の被ばく線量が広域避難計画に定めた被ばく線量限度を超過することが見込まれる場合は、設置場所順位に応じて本部を移転することとしています。【新規回答・市】
6	内部被ばくの検査ができる機関とはどこか。【意】	内部被ばくの検査ができる機関とは、広島大学などの高度被ばく医療支援センターや、県内では、原子力災害拠点病院のうち内部被ばくの線量調査を行うために必要な放射線測定器を有する島根県立中央病院が該当します。【新規回答・島根県】

	意見概要	回答概要
7	高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療総合センターが行う研修・指導・助言の具体的内容を明らかにして欲しい。【意】	<p>高度被ばく医療支援センターは、原子力災害拠点病院等に対し、被ばく傷病者等に対する必要な診療支援、助言等が可能な専門家の派遣や、高度専門的な教育研修の実施等により支援を行っています。</p> <p>また、原子力災害医療総合支援センターは、原子力災害医療派遣チームの派遣等に関して、立地道府県等に専門的助言等の支援を行うほか、国又は立地道府県等が行う原子力防災訓練に参加するとともに、チームの構成員に対して教育研修等の支援を行っています。</p> <p>なお、これらの組織が行う業務は、原子力規制委員会のホームページや、県が発行する「しまねの原子力」に掲載されていますのでご参照ください。【新規回答・島根県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会ホームページ https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/index.html ○しまねの原子力2021 https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/genshiryoku/simagen.html
8	原子力災害医療協力機関の一覧を明らかにし、原子力災害医療、原子力災害対策について具体的な内容を明らかにして欲しい。【意】	<p>原子力災害時には、被ばく傷病者等への医療の提供のみならず、被ばく傷病者等に対する検査や除染に加え、救護所等における健康管理等など、救急医療や災害医療を踏まえた対応も必要となります。県では、このような県や原子力災害拠点病院等が行う原子力災害対策に協力できる病院や医師会等の団体を原子力災害医療協力機関として登録するとともに、これらの関係機関が連携して原子力災害医療体制の整備を図っています。</p> <p>なお、原子力災害医療協力機関の一覧等は、原子力規制委員会のホームページや、県が発行する「しまねの原子力」に掲載されていますのでご参照ください。【新規回答・島根県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会ホームページ https://www.nsr.go.jp/activity/bousai/measure/index.html ○しまねの原子力2021 https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/genshiryoku/simagen.html
9	「災害対策基本法」は「原子力基本法(改正)」ではないか。【意】	災害対策基本法と原子力基本法は、異なる法律だと認識しています。【新規回答・市】

意見概要		回答概要
10 【意】	観光客等の避難に関し、外国人観光客へのガイド等の説明がないのはなぜか。	外国人の広域避難については、発電所の事故の状況、避難準備や広域避難等の指示が正確に伝わるよう、適切に情報提供を行うこととしています。【新規回答・市】
11	避難の際、自家用車で大田市へ行けば良いと思っている人も多い。まず集合して行先を聞いてから避難するといったことを周知徹底して欲しい。【意】	バス避難の場合は地区内に開設する一時集結所に集合いただきますが、自家用車避難の場合は集合する必要はなく、避難先の避難経由所を目指して避難をいただきます。 避難経由所到着後は、避難先自治体の職員から、付近の開設済みの避難所へ誘導を頂くこととしています。【新規回答・市】
12	避難経路は片側1車線が多く、大橋川等をまたぐ道路等もあり、スムーズな避難が出来ないと思う。【意】	避難経路の設定については、可能な限り発電所から遠ざかる方向に避難すること、信号機の多いエリア（市街地）はできるだけ通らないこと、松江市中心部の橋（松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋）を極力通さないこと、道路規格が高く被害を受けにくい幹線道路であることなどを考慮して設定しています。【新規回答・市】
13 【意】	避難計画は一度作成したらそのままなのか。定期的な見直しが必要ではないか。	市では平成26年3月に避難計画を新規作成して以降、避難経路の追加や上位計画の修正などを踏まえて必要に応じ計画を見直しており、至近では本年10月に改定を行っています。【新規回答・市】
14	避難にあたり経路が設定されているが、住民全員が自家用車で動けば大渋滞となるので、設定は無意味ではないか。【意】	市では、自家用車で避難が可能な方は自家用車にて避難していただくこととし、地区ごとの避難経路を設定しています。また島根県においては、避難経路上の主要交差点で警察官による交通整理を行うことや、避難経路上の信号機を意図的に長時間「青色灯火」にするための避難・誘導システムを導入し、避難の円滑化に努めています。【新規回答・市】
15 【安/質】	住民への情報伝達体制について、特に高齢者に伝わるのか。屋外スピーカーは聞き取れない。【安/質】	原子力災害時には、国・県・市が連携して情報伝達を行うこととなります。テレビ・ラジオや、防災メール、ホームページ、SNS、緊急速報メール、屋内告知端末、防災無線、広報車など、複数の情報伝達手段の長所短所を補完しあうことができるよう、適切に組み合わせて広報を行います。【新規回答・市】

意見概要		回答概要
16	地区の災害対策本部としての活動はどうしたらよいか。【安/質】	原子力事故への対応体制は、自然災害への対応に準じて、市役所本庁舎に設置する災害対策本部のほか、各支所や旧市公民館にも支所・地区災害対策本部を設置して対応します。支所・地区災害対策本部では、市職員が中心となり、本庁の災害対策本部との連携のもとで、住民広報、一時集結所の開設・運営、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難誘導などを行うこととしています。【新規回答・市】
17	原子力発電の活用は個人的には必要だと思うが、事故時に人的支援・補償金・風評被害の対策を迅速に発動できるよう国が責任をもって行うべき。鹿島町沿岸部は急傾斜地、海、佐田川沿いの県道は地盤が弱く、地震と原子力事故が同時に起きた場合、計画どおりの避難は非常に困難。漁港の活用など、地域の状況に合った訓練や対策を求めたい。【安/質】	避難計画においては、例えば避難経路は道路規格が高く被害を受けにくい幹線道路を設定するなどしています。また複合災害への対応としては、状況に応じて、無理に広域避難を実施せず、地震による倒壊や津波の被害を受けない安全な指定避難所や自宅等で屋内退避を行うなど、人命最優先の対応を行うことや、避難ルートの被災状況に応じて避難ルートの再調整や道路補修を行うことなどの対応方針を定めています。 海路や鉄道などは、地震などの自然災害が発生した際に利用出来ない可能性が比較的高いと考えられることから、広域避難の際の基本的な避難手段とは位置づけていませんが、利用出来る場合は積極的に活用する方針としておりますので、今後、訓練の実施に取り組んでまいります。【新規回答・市】
18	避難計画を決めた人々は片句に行ったことがあるか。漁村は入り組んで狭いところに家が密集している。片句は高齢化も進み、原発のために衰退しきっている。漁師も減った。机上で行うのではなく、実際に現地に来て、実情を知ったうえで策定して欲しい。【住】	緊急時対応を検討する過程で平成27年以降、作業部会を33回行った。その際、多くの地点を実際に見て回った。例えば、ヘリポートの場所や着岸可能な港など。ご指摘のとおり全てを周り切れていない可能性もあるので、引き続き、訓練等を通じて、或いは県と一緒に実際に足を運び、改善点があればそれを反映していくという活動を継続していきたい。

意見概要		回答概要
19	<p>具体的かつ合理的な内容だということと、実効性のある計画とは別という理解で良いか。</p> <p>松江市の担当課長はこの計画は実効性があると言った。今の説明でも詳細は地元自治体がと言われたが、実際に地元自治体に聞いても、在宅で障害がある方などの避難について、具体的な手立ては無いと言っている。この状況でも国は実効性ある計画と認識しているのか。【住】</p>	<p>実効性とは、ある一定程度の基準を満たせば十分ということではない。一般災害が激甚化しており、そういった中で原子力災害が起こるという想定を日進月歩で検討をしていかなければならぬ。令和元年度に総合防災訓練を行い、その中で取り扱われている（複合）災害については、一定程度、国も県も対応できる。（そういう意味で）ある程度の実効性があると考えているが、これで（もう）十分ということは無く、引き続き、継続的な改善を図っていくことが重要と考えている。</p>
20	<p>実効性がある程度あると言われたが、それは実効性はあるのか、無いのか。実効性がないまま再稼働するのか、実効性があることを確認してから再稼働するのか、どちらか。【住】</p>	<p>原子力災害対策とは再稼働するしないに関わらず、十分に冷えていない燃料がある限り対応が求められるもの。再稼働しないと判断されたとしても、避難計画等はしっかり整備していかなければならないと考えており、先ほど申し上げたように実効性とはこれで十分という到達点はないので、継続的に改善を図っていく。</p>
21	<p>実効性がある程度あるということを、実効性があると判断して再稼働するのか。それとも、ある程度では足りないので再稼働できないとなるのか。考えが分からぬ。【住】</p>	<p>我々は再稼働を判断する機関ではない。再稼働しない場合でも防災体制はとるべきと考えている。</p>
22	<p>UPZは全面緊急事態で屋内退避であるため、逃げたいという思いはあるが、指示に従おうと思う。</p> <p>その場合、最長1週間は家の中にいると思うが、その間の食糧について、普通の家庭で1週間分の備蓄しているとはあまり想定しにくい。このあたりの支援はどうか。【住】</p>	<p>（一時移転が）1週間以内となっているのは、本当にブルームが過ぎ去ったのか、まだ漂っているのか等の判断に専門家による分析が必要であり、判断後、避難先の開設状況やバスの確保状況等を確認し安全な形で避難を行うため一定期間の（時間的）余裕を持たせている。</p> <p>（OIL2の）$20\mu\text{Sv}$は長期間被ばくすると体に影響があるかもしれないということで一時移転の対象となる。</p> <p>この状況では屋外活動が全面禁止ということではなく、必要に応じて買い物に行ったり、（原子力災害対策本部が）外出するべきでないと判断した場合には、行政機関や実動組織等が物資の供給など、屋内退避を継続するために必要な措置を講じていく。</p>

意見概要		回答概要
23	先ほどの続きだが、先ほど自分で買い物にという話があったが、周りが屋内退避の状況で店に行けるのか不安。【住】	このことについて、国としてまだ説明し切れていないが、屋内退避はプルームが出ているときに無用な被ばくを防ぐことに一番効果があり、そのプルームについて、いつ出るかは分からぬが、いつまでは出ないというはある程度予測できると思っている。 緊急事態宣言を発するタイミングでは屋内退避をするが、いつプルームが来るか分からぬタイミング、プルームがあと何日かは来ないタイミング、プルームが過ぎ去ったタイミングなど色々な状況があり、国（原子力災害対策本部）から自治体へ、このタイミングなら外出してよいとか、このタイミングでは家にいてくださいと示すことをやっていきたいと考えている。
24	1点目、道府県への財政支援について、金額はどれくらいで、事業費以外の（計画）策定業務なども含め自治体負担がすべてカバーされているのか。補助率はどうか。中電に求償するという考え方もあると思うがどうか。【住】	1点目、国から自治体への予算規模は様々な事業があるが、1例で申し上げると、国から自治体の交付金が令和3年度は約88億円交付〔内閣府所管の緊急時交付金のこと〕。補助率は、ほとんどが100%補助と考えていただいてよい。
25	2点目、事故は中電の責任かと思うが、避難計画がうまく機能しなかった場合の責任は、計画を了承した国か、あるいは策定を中心とした道府県になるのか、具体的な賠償が出てきた時にはどういう考え方で整理されているのか。【住】	2点目、一義的には中電が責任を負うことになっている。 もちろん、国や自治体も災害対策基本法や、原子力災害対策特別措置法に書かれている責務を負う。
26	事故時は最終的には国が責任を負うのか。【意】	意見概要25への回答概要を参照。
27	3点目、放射線防護対策施設が1400人収容可能とあるが、それで十分なのか、十分だとすれば根拠は何か。UPZで施設を拡充していく予定があるか。こうした防護施設の容量がどのくらい必要でどの範囲で必要か設定した上で、どのようにアセスメント評価しているか。【住】	3点目、放射線防護施設について、どれだけあれば十分という基準はない。 PAZは基本的に放射線防護施設をなるべく作り、すぐに逃げられない方全員が入れるだけのキャパがあった方がよい。 UPZに関しては、放射線防護施設でなくもよいが、あればプルームを避ける観点から有効だと考えている。
28	放射線防護対策施設とは、陽圧化されている施設と理解すればよいか。【住】	住民説明会資料22頁の施設は全て陽圧化している。

意見概要		回答概要
29	資料の最後に、完璧や終わりはないとあるが、逆に考えると避難計画に改善余地がある中で、再稼働となってしまうのか。【住】	防災の立場で言うと、原発がある限り、稼働してようがしていないが、こういう対応が必要と考えている。 (避難計画については) 今日説明した内容を現時点では最善と考えているが、完璧だと言った場合に、改善できる余地がないかを一切考えない状態に陥ってしまうと、向上が一切見込まれなくなるので、訓練や研修、最新の知見等を取り入れながらよりよいものにしていくというのが防災の基本的考え方である。
30	規制委員会は避難計画を審査の対象にしておらず大変問題。 事業者である中電も、避難計画に積極的に関わるべき。【住】	避難の審査は、海外ではそういう仕組みがあるところもあるが、日本においては、法令上、地元の自治体が避難計画、防災計画を作ることになっている。 地元の状況を知っている自治体が作るのが一番合理性があり、一方で、原子力災害は特殊な災害であるので国が全面的にバックアップをして策定する。 要するに、地元の自治体と電力会社と国等が地域原子力防災協議会という枠組の中で一緒にになって考えていくことになっており、日本では、ある人が作ったからといって上の機関から審査をするというのにはなじまないと考えている。
31	松江市民が全員避難できるように、どのようなシミュレーションをし、どの位時間がかかるのか。 避難経路、避難方法、避難の準備、受入先がきちんとされているのか。【住】	時間によるシミュレーションは計画を作る初期の段階で実施している。 もう一つのシミュレーションの考え方としては、訓練において確認をしている。
32	自治会では、避難計画は机上の空論という意見が大多数。 地域の事情にあわせてそこから作らなければ実現可能な避難計画は出来ない。 まず、住民参加型で、下から積み上げる形で避難計画を作らない限り実用性のある計画は出来ない。 根本的にやり直す気持ちはないか。【住】	こういう避難計画を自治会に作っていただくのは難しい。 原子力災害は特殊な災害であり、専門的な知見を有する原子力規制委員会が基準を定めた上で、法律上も県、市が作ることになっており、国も一緒になって作っていく。 まず作った上で、今度はこういう場を通じ、国や自治体が作った計画を周知し、最適な避難計画に従って避難をしていただくために、理解をいただく活動を継続していきたい。

意見概要		回答概要
33	<p>広域避難の司令塔になる県庁が9km弱、市役所も10km以内であり、機能不全になることを危惧。</p> <p>出雲市に移動という等もあるが、機能不全を防ぐための方策は県だけでなく、国も責任を持ち、これだけ至近距離に、県庁、県警本部、OFC、市役所があるという問題を重視すべきと思うがどうか。【住】</p>	万が一機能不全になった場合、市、県においてそれぞれ業務継続計画を立てていると思うが、国も原子力災害対策本部が立ち上がる所以、そこと一体となって、避難指示後の住民の避難等に落ちがないよう対応していきたい。
34	所持別の避難マニュアルを作成し、1年毎に更新して欲しい。【住】	今後とも国と自治体で適切に対応して参りたい。
35	P A Z と U P Z の境界が地区内の自治会で分かれている場合、自治体の指示によって避難するのか。【住】	P A Z、U P Z の区域については、県、市の防災計画で定めているので、不明な場合は自治体に問合せをしていただきたい。
36	規制委は福島を教訓に新規制基準を定めたが、安全を保証するものではない。内閣府は避難を実施するものとして計画を立てている。自然災害でも避難は計画どおりにいかないというのが結論であり、原子力災害は避難ではなく永住だと思う。【住】	島根地域において原子力発電所がある限り避難計画は必要だと考えている。緊急時対応を含めて、地域防災計画とか避難計画を取りまとめており、しっかりと住民理解してもらうための理解活動を引き続き継続して対応していきたいと考えている。
37	<p>福島事故後に子ども被災者支援法ができているがご存じか。</p> <p>その法律では、避難に関して国、電力会社は責任を持って支援をするとされているが、実際には行われていない。そのことは把握しているか。【住】</p>	子どもの避難については、放射性物質に対し感受性が高いので非常に重要。乳幼児に関しては指針が改正され、放射性物質が放出される相当前の、施設敷地緊急事態の段階で保護者とともに避難することとなったので周知させていただく。
38	家畜をトラックに積んで避難先へ移動させて良いのか。【安】	各事業者の事業計画、危機管理対策で対応していただくことになる。
39	避難先に牛や豚を連れて行った場合、町中で飼うということもつながるが、それでも良いという理解をして良いか。【住】	長期の避難を余儀なくされた場合の被災に遭われた方の支援という、国の中ではフェーズ2という枠組みの中で検討されると理解している。

	意見概要	回答概要
40	学校の対応について、児童等を保護者に引き渡すことが前提になっているが、島根地域固有のことなのか、他の地域も同様なのか。松江市の場合、PAZ内の方は離れた市内で働く方が多いと思うが、緊急事態にわざわざPAZ内に戻ることになるし、学校から保護者へきちんと連絡がとれるのかという問題もある。学校等からバスで避難をするなどの方が良いのではないかとも思うが、地域の事情をよく自治体から聞き、それに対する支援措置を講じるべきではないか。【議】	他の地域でも基本的に警戒事態となった場合、保護者への引き渡しを行うこととしている。また警戒事態の段階で引渡しが出来なかった場合の対応についても他地域と同様であり、教員等が一緒に避難し保護者には避難所に迎えに来ていただくこととしている。他地域と島根地域で異なる点としては、島根地域では施設敷地緊急事態でPAZ内の学校等が市内の緊急退避所に緊急退避し、そこで引渡しを行うこととしている。
41	自治体と話をし、事情をよく鑑みて、安心・安全な避難が出来るような体制を組んで欲しい。それにあたり必要なこともあると思うが、全面的な支援も含めて検討いただきたい。【議】	関係自治体と密に連絡をとりながら、地域の実情に即した形で対応してまいりたい。
42	内閣府で「島根地域の緊急時対応」が了承されたとのことだが、内閣府が責任を負うとの理解で良いか。【議】	緊急時対応の内容は、国の全省庁の連携した対応が必要である。全ての大蔵が構成員となる原子力防災会議で、この島根地域の緊急時対応に沿って関係省庁がしっかりと対応することを確認する意味で了承しているもの。原子力防災の責任は、国は当然のこと、避難計画や避難指示については関係自治体が実施し、それを国が支援するということになっている。どこかに責任を押し付けるのではなく、国も全面的に対応していく。
43	風向きにより避難先や避難経路が変わった場合、あらゆる手段を使って周知すると言われるが、きちんと情報が知らされるのか。松江市の防災情報伝達手段は色々あるが、防災無線の受信機は3割弱の配備状況となっており、不十分ではないか。【議】	風向きや放射線影響等の情報の公表について、例えば放射線モニタリングの計測値はホームページ等で公表することとなっており、ホームページにアクセス出来ない方にも、防災行政無線を含めて様々な手段で広報を行うこととしている。

意見概要		回答概要
44	福島第一原発事故への対応では、様々な省庁間の調整や本社と発電所の調整によって、対応が遅れたと認識している。そのようなことが無いように、マニュアルなどが定まっているのか。【議】	原子力防災の実効性の要には2つあり、1つ目は行政の対応能力の向上、2つ目は住民の方々のご理解と考えている。行政の対応能力に関しては、内閣府が中心となって、国の関係省庁の防災業務計画や、自治体の地域防災計画をとりまとめる形で、緊急時対応をとりまとめるとともに、行政対応者の対応マニュアルも内閣府で作成し、それに基づき、毎年関係省庁が一同に会して国の総合防災訓練を行っている。訓練による検証を通じ、マニュアルの改善に取り組んでいる。
45	机上の計画に過ぎないと感じた。人間は計画通りには動けない。【意】	ご意見として承ります。
46	松江市の避難計画は2年前の策定であり、緊急時対応は反映されていないがそれでいいのか。【意】	ご意見として承ります。
47	テロ対策の住民安全対策が必要だと思う。【意】	ご意見として承ります。
48	避難にあたり道路が少なすぎると思う。年寄には携帯やユーチューブといった媒体を使えない人も沢山いる。【意】	ご意見として承ります。
49	内閣府の防災に関する説明者が質問に明確に回答していなかった。【意】	ご意見として承ります。
50	説明会を開いたことで、住民の理解が得られるよう努力したので稼働の民意を得たと、なしくずしに言い訳できると思ってほしくない。避難計画は住民の意見聞いて作るべきだ。【意】	ご意見として承ります。
51	避難退域時検査について、除染の基準値が高いので見直すべき。住民は服などに放射性物質が付いていることを知らないで避難し、汚染を拡散することになる。【意】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
52 PAZ、UPZともに日程を決めて緊急避難訓練を実施する必要がある。市営バス、消防機関等も参加した定期的な訓練が必要。【意】		ご意見として承ります。
53 避難計画の実効性に疑問がある。【意】		ご意見として承ります。
54 避難計画は充分な計画とは思えない。原子力災害は自然災害のように一定の地域に限定した影響ではなく、多人数の生命を脅かす災害となる。【意】		ご意見として承ります。
55 仮に事故が起きた場合、風向などの情報を公開して欲しい。【意】		ご意見として承ります。
56 国の立地交付金23億2千万余りは、原子力防災に全て充当し、住民の安全・安心につなげてほしい。【意】		ご意見として承ります。
57 立地県、立地市に限定せず、隣接する県や市町村ともに、国民の生命・財産を守るべきではないか。【意】		ご意見として承ります。

		意見概要	回答概要
(1) 事業者の資質に関すること			
1	中国電力の不適切事案に対して安全文化の意識向上という説明があったが、具体的に何を対策したのかわからなかった。P68の記載内容では信頼が回復されたとはいえない。【意】		<p>これまでの不適切事案を受けて、業務管理や業務運営の仕組みの改善、コンプライアンス意識や原子力安全文化の醸成に向けた活動を継続的に実施しています。</p> <p>今後も当社と協力会社が一体となって原子力安全文化の醸成に努め、地域の皆さんに安心いただける発電所を目指してまいります。</p> <p>なお、これまでの不適切事案の再発防止対策の取り組み状況等については、当社HPにて公開しています。【新規回答・中国電力】</p>
2	中国電力の度重なる不祥事については、第三者チェック機構を設けてほしい。再発防止対策の実施について、チェックされた内容を定期的に公表してください。【意】		<p>これまでの不適切事案を踏まえ「原子力安全文化醸成活動の推進」などに資する体制を整備しており、このうち、第三者の視点からの当社の原子力安全文化醸成に対する取組状況を確認いただくとともに提言をいただく仕組みとして、社外有識者を中心に構成した「原子力安全文化有識者会議」（半期に1回開催）を設けています。</p> <p>また、原子力安全文化の醸成に向けた取り組み状況や有識者会議からの提言の概要については、その都度当社HPにて公開しています。【新規回答・中国電力】</p>
3	<p>設置変更許可が下りたということで、これから設工認とか保安規定の認可に移っていくと思うが、特にその保安規定の認可に臨まれるときに、本当に原子力事業者として任すに足りる事業者なのかということについては、非常に市民も厳しい目で見ている。</p> <p>具体的に1つだけ聞くが、サイトバンカのことこだわりますけれど、前回の特別委員会でも申し上げたとおり、中電は、中電本体は安全文化醸成が出来ていたけれども、協力会社、関連会社が不十分だったという総括をされました。</p> <p>どういう基準でもって、協力会社、関連会社の安全文化が醸成され、終わったということをどういう基準で判断される、誰が判断されるのか、そしてその協力会社、関連会社も含めて安全文化が醸成されたと判断されるまでは、原発の稼働などあり得ないというふうに思います、その点はいかがでしょうか。【議】</p>		<p>いわゆる安全文化醸成、サイトバンカで、協力会社含めてしっかりと見ていくと申し上げた。具体的には、当然各社で安全文化については取り組まれているが、その計画をまず私どもが確認し、その計画を持って、十分であればそのままお願ひする、不足があれば、当然そこにお金を払ってでもやってもらうことを考える、その結果を、いわゆる新しく設置する監視評価チームが計画を見て、実行の結果も見て、そのP D C Aを回すプロセスもしっかりと見るという形で、私どもが直接協力会社の取組について判断し、既に今年度始めつつあるので、今年度末にはしっかりと1回P D C Aを回して、取り組みに過不足はないかも含めて見る予定である。これを毎年繰り返しながら、しっかりと私どもと同一レベルになるような取組をしてもらおう。従前は契約の中で、お願いベースだったので、取組が少ないところもあったが、今後はしっかりと対応してまいる。</p>

意見概要		回答概要
4 中電の説明と回答に誠実さが感じられ、原発の正しい運用に期待ができそうな気持ちを持つことができた。【意】		ご意見として承ります。
(2) 安全対策に関すること		
1 再稼働については自分なりに勉強し、再稼働ありと考えている。ただし、原子力敷地内は安全対策工事をされているが、一歩外に出れば、軟弱な道路、地盤沈下の敷地がたくさんあるため、鹿島町の強靭化を、中国電力・国がどれほどやっていただけるかということ。 また、福島事故以来、運転員の方が退職され未熟な方がたくさんおられる。退職者の中で有能な運転技術員の方がおられると思うが、その人たちの再雇用等を考えておられるのか。【住】		(中電) 発電所敷地外のことは私どもだけの力ではできない。議会の方等を通じて働きかけている。 運転員については、まだ発電所が動いたことを見たことがない若い運転員がいるので、シミュレーター等での訓練のほか、当社の火力発電、或いは他のPWRプラントで経験をさせている。 OBの件については、教育する指導者として、中電環境テクノスという協力会社で雇用したり、直接的に支援をするシステムがある。ベテランの能力を若い人に伝授する仕掛けを今後とも継続して進めていく。
2 福島第一原発の事故以降の10年島根原発2号機は動いていない。その間には、運転経験のある技術者が退職され、その分新規継承はどのように考えているか、今後の対策として運転員の技術継承はどのように考えているか。また、運転経験のある退職者の再雇用は考えているか。【意】		意見概要1への回答概要を参照。
3 福島第一原発事故時、事故後の対応にあたる職員専門家が少ないと感じた。中国電力が何かあったときのシミュレーション、教育、訓練が十分に行われていることを望む。事故後にすぐに動ける・判断できる人材を育ててほしい。又、現在、どういう体制、教育が進んでいるのか、又、それは十分だと考えているか。【意】		意見概要1への回答概要を参照。

意見概要

回答概要

	<p>島根原発2号機は、いずれプルサーマルを使用予定と聞いており、福島第一原発3号機もプルサーマル仕様と聞いている。</p> <p>福島原発事故の際に福島第一3号機が爆発し、20時間後、稼働していない4号機も爆発。その原因是、3号機と4号機は配布パイプの配管で繋がっていたということで大変な問題と思っている。プルサーマルの燃料は威力がかなり高く、また毒性も強いと聞いた。【住】</p>	<p>1号機も含め、3号機、4号機ともいずれも水素爆発したことは事実。3号機と4号機は配管ではなくて空調のダクトで繋がっており、3号機から4号機に水素が移った。</p> <p>しかし、この水素爆発プルサーマルが理由ではなく、ジルコニウムという金属が水素反応して発生しており、プルサーマルに関わらず同じ現象が発生する。</p> <p>また、毒性についても、燃料装荷時の放射線量はプルトニウム燃料の方が多いものの、実際の燃焼後の量ではほとんど変わらない。</p>
5	<p>原子力発電所から5キロ圏内に住んでおり、以前、日本の原子力発電所は事故なんか起こすことない、世界で一番安心安全な原子力発電所、という発言も聞いたが、その1年後、福島原発事故が発生した。</p> <p>原子力規制庁が新規制基準を作つてそれに合格しても島根原発は安心安全じゃないとの考えがあるが、中国電力の見解、説明を聞きたい。【住】</p>	<p>ご指摘の点は規制委員会が示した考へで、中国電力としても同じ認識。</p> <p>機械を扱う限りにおいて、100%安全というのではなく、それは安全神話と考える。</p> <p>従つて、まず新規制基準に加え、自主的な対応も含め、事故の確率発生を極力下げた、また仮に事故が起つても何重もの対応により、市民の安全を防御できる、影響を与えないような対応を行う。</p> <p>「事故は起きない」ではなく「事故は起りうる」との認識の下、事故はできるだけ敷地内に収め、市民に影響を与えない努力工夫を今後も行い、説明を行う。</p>
6	<p>原子力発電に関わるハード面よりソフト面について、つまり原子力の発電に関わる人材投用と人材育成について伺いたいと思う。</p> <p>福島第一原発のシビアアクシデントは、私は人為ミスであり、メルトダウンを起したのは、海水注入の判断が遅れたからであろうと私は思う。</p> <p>私は50年にわたり原子力発電を推進してきたが、その当時は島根原子力は国産第1号といふことで、全国1位の稼働率を誇っていたが、最近の人為ミスによって、その信頼が崩れてきたわけである。</p> <p>したがつて、今もう一度各監督省庁にも考えていただきたいのが、原子力に関わる人たちの人材の登用、それから育成、これがむしろ今、私はハード面よりも大切な時期ではなかろうかと思いますので、提案方々申し上げます。【安】</p>	<p>不適切な事案を10年前から複数回繰り返し、その中で、技術面だけではなく、低レベル放射性廃棄物の問題以降、地域の皆様の目線に沿つた行動も勉強してきた。</p> <p>機密文書の誤廃棄は低レベルの前に起つた事案であり、後で発覚したというのは、これも反省しているが、いずれにしても、そういう人材を育成していく部分については、しっかりやってきている。</p> <p>もちろん技術面についても、運転経験のない若い人材も、色々な方法で、例えば火力プラントで経験する、あるいはPWRで経験する、シミュレータで経験する、そういう形で育成しながら、現状以上のレベルになるように人材育成プログラムの中でしっかりと教育をしてきている。</p>

意見概要		回答概要
7	<p>中電のほうは、平成6年のある事件から一般の現地採用の人たちが色々な分野に標準的に社員として配置されたころからおかしくなったのではないかと思う。</p> <p>その事件の内容については今ここでは申し上げられないが、中国電力は平成6年の時点からおかしくなっているので、よく検証してみてほしい。【安】</p>	しっかりと人材育成をやりながら、技術育成、そして人格の育成も含めて取り組んでまいります。
8	重層的な安全対策が徹底して講じられており、安全性を確信することができた。安定した電源を確保するためにも早期の運転を望む。【意】	ご意見として承ります。
(3) 防災対策に関すること		
1	もし、地域住民が避難するような事故が発生した場合、原子力敷地外がどれほど避難行動に中国電力として関与されるのか。【意】	<p>当社が策定している事業者防災業務計画に基づく防災要員の派遣、放射線モニタリングや、関係自治体が策定された住民避難計画等も踏まえた「島根地域の緊急時対応」に基づく避難退域時検査への1,300人の動員、ストレッチャー車両52台の確保、備蓄物資の供給などについて、事業者として最大限対応してまいります。</p> <p>また、引き続き、要員へ教育・研修を行ったうえで、関係自治体主催の原子力防災訓練にも参加させていただくことで、練度向上、関係機関との連携強化を図ってまいります。【新規回答・中国電力】</p>
2	原子力災害時には、中国電力は立地自治体にあらゆる協力を考える必要がある。【意】	<p>当社が策定している事業者防災業務計画に基づく防災要員の派遣、放射線モニタリングや、関係自治体が策定された住民避難計画等も踏まえた「島根地域の緊急時対応」に基づく避難退域時検査への動員、ストレッチャー車両の確保、備蓄物資の供給などについて、事業者として最大限対応してまいります。</p> <p>また、引き続き、要員へ教育・研修を行ったうえで、関係自治体主催の原子力防災訓練にも参加させていただくことで、練度向上、関係機関との連携強化を図ってまいります。【新規回答・中国電力】</p>

意見概要		回答概要
3	福島第一のときの全村避難となった飯館村は40km、40km圏内人口が約24万人、島根原発は同65万人いる。東電は10年間に10兆円超の補償（賠償）しており、65万人だと30兆円程度になる。有事の場合、中電には、その能力があるのか。【意】	万が一事故が起き原子力損害が発生した場合、事業者は損害の全額を賠償することが「原子力損害の賠償に関する法律」により定められており、賠償措置額を超える損害についても、各原子力事業者の相互扶助によって支払いなどに対応できる仕組みとなっています。 なお、賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認めるときには、政府は、原子力事業者に対して、損害を賠償するための援助を行うことも可能とされています。【新規回答・中国電力】
4	中国電力の場合、二次冷却水が常に出るわけだが、いつか風評被害が出たときに、その処理水にかわるような二次冷却水を、中国電力の本社がある広島湾に流すことができるか。その覚悟があるか。【住】	東京電力の汚染水問題が発生した段階で、2号の申請の際に、協定に基づき、県、市からの要請も受けており、その中に汚染水対策も含まれている。規制にはないが、汚染水対策は実施しており、津波対策も含めて地下水が建物に入らないように対策している。その上で、周囲をコンクリートの壁等で囲い、地下水が入りにくくする。これにより汚染水の発生の可能性は相当下がるが、地下水が接触する可能性も否定せずに、タンクに貯める或いは廃棄物の処理設備で処理することも含め、事前の準備をしている。 現在も基準を下回るよう液体廃棄物等を放出しており、トリチウムについても基準の約1万分の1以上の希釈をしている。風評被害については、協定にも書いているが、しっかり当社の方で対応する。
5	安全対策工事については、原発構内は安全だとしても、構外の安全安心が確保されなければ、地元の理解は得られないと考える。もっと鹿島地域の国土強靭化に努めて頂きたい。【意】	ご意見として承ります。
6	中国電力が事故後に保障できるとは思えない。原発は国策だとよく市長さんなども言われるが、国の責任だ。【意】	ご意見として承ります。
(4) 原子力発電のコストに関すること		

	意見概要	回答概要
1	<p>安全に運転できた場合でも廃棄物の処理費用も必要になるが、それも考慮してあるのか。原発事故の後処理や廃炉経費については今の段階でいくらになるかまだ不明ではないか。【意】</p>	<p>廃止措置に要する費用については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」に基づき、原子力発電施設解体費として従来から電気料金の原価に織り込み、引き当てています。万が一事故が起き原子力損害が発生した場合、事業者は損害の全額を賠償することが「原子力損害の賠償に関する法律」により定められており、賠償措置額を超える損害についても、各原子力事業者の相互扶助によって支払いなどに対応できる仕組みとなっています。</p> <p>なお、賠償措置額を超える損害が発生し、政府が必要と認めるときには、政府は、原子力事業者に対して、損害を賠償するための援助を行うことも可能とされています。【新規回答・中国電力】</p>
2	<p>28ページの電源別発電コストだが、そこで資源エネルギー庁と同じように試算をされた数字が出ている。両方とも第8回発電コスト検証ワーキング会議とあるが、まず原子力のほう、これ上限の金額がないのか。</p> <p>それからもう1つのほうも、こちらの資源エネルギー庁の方では、LNG火力が10.7から10.3、こちらでいくと10.7から14.3。それからもう1つの方の石炭火力のほうが、資源エネルギー庁は13.6から13.7、こちらの中電の分を見ると13.6から22.4となっている。お互いに付随するコストを追加して考慮してあると書いてあるが、その辺をご説明いただけないか。【議】</p>	<p>28ページのコストについては、この資源エネルギー庁の資料の28ページの上の表に書いてあるデータをグラフでお示ししたもの。</p> <p>ご指摘の28ページの下のところの青いグラフは、さらに電源コストワーキング、検証ワーキングにおいて、示された数字をベースにまた一定の前提を置き、限界費用コストを割戻した数字だと認識している。どういう意味かというと、実際は電源立地とか系統制約など色々なリスクや要因があるわけだが、この上に示した数字は、更地の所に発電所をつくった場合にどれくらいのコストがかかるかを機械的に出したものであり、実際の色々な要件をある程度現実的に加味したものを参考値としてお示しされたものと認識している。</p> <p>つまり、私どもの認識として、上の、更地で同じ条件で、発電所それぞれを単純に比べた場合はこうなるよというのが、やはり1つの基準になるのかなと思う。実際には様々な、例えば再生可能エネルギーであれば、バックアップのための費用であったり、送電系統につなぐための費用であったり、そういうものが加味されてこようと思うので、実際はかなりちょっと違ってくることがあり得るかなと思う。</p>
(5) エネルギー政策に関するこ		

意見概要

回答概要

1	<p>企業として再生可能エネルギーや新エネルギーの研究開発を進めるべきではないか。【意】</p>	<p>再エネは重要な低炭素の国産エネルギー源であり、地球環境負荷低減の観点から貴重なエネルギーであると認識しています。</p> <p>当社は再エネについて、地球環境問題への対応だけでなく、成長領域の一つとして2030年度30～70万kWの新規開発を当社グループ経営ビジョンにおいて目標に掲げており、既存水力の出力増、海外での洋上風力開発や、木質バイオマス開発により、現時点で、約30万kWの新規導入ができる見込みである。今後は特に成長分野と見込まれる洋上風力の開発を積極的に進めることで、最大限の導入拡大に取り組んでいきます。【新規回答・中国電力】</p>
2	<p>中電の経営方針として、国のベースロード電源方針に従って立てるのではなく、地域の安全・安心と中電で働く人々との安全を第一に考えるなら、再生エネルギーへの切り替えをもっと大胆に考えた方が経済的にも重要、安心ではないか。【意】</p>	<p>再エネは国産のエネルギーであり、発電時にCO₂を出さないため地球温暖化対策に貢献できるといった長所はあるが、一方で、季節・天候・時間帯によって発電量が変動するため、安定供給のためには火力発電などの出力調整が可能な電源や大規模な蓄電池との組み合わせが必要であるなどの課題（短所）を克服していく必要があります。</p> <p>よって、まずは、再生可能エネルギーの導入量を最大限拡大するとともに、地球温暖化対策に加え、エネルギー安定供給、経済性等を勘案しつつ、安全確保を大前提とした原子力の早期稼働、カーボンニュートラルな火力の活用等により、バランスのとれた電源構成を目指す必要があると考えています。【新規回答・中国電力】</p>
3	<p>ガラス固化体の保管場所は、いつできるのか。日本にできるのか、それとも世界には既にあるのか。</p> <p>放射性物質を含んだゴミが、どんどん溜まっているわけですから、2号機を動かそうという段になったときに、それはさらに溜まっていく。</p> <p>その辺は住民の安全ということから考えて、何を基本にして、これから動かそうと考えているのか。【住】</p>	<p>現在、北海道の寿都町と神恵内村の方で文献調査に関して始まっている。</p> <p>私どもは、責任を持って協力して参りたい。</p> <p>核のごみは、将来を見据えても、1ヶ所でできる。</p> <p>ただ、当然、放射線を出しますので、人間の世界から隔離したいということで300メートル。</p> <p>まずはその安全性について、しっかりと立地箇所にご理解いただく必要がありますので、私どももそういったところはしっかり取り組んで参りたいと思います。</p>

意見概要		回答概要
4	使用済核燃料は再処理工場へ全量搬出するということか。乾式貯蔵施設を建設する計画があるか。【住】	使用済核燃料は全量搬出したいと考えているが、現時点の設備ですぐに可能とは考えていません。六ヶ所の再処理工場への搬出を第一に考えつつ、その後様々な開発等を進めてもらう中で考えていきたい。現時点では乾式貯蔵の計画はないが、再処理の工程の遅れ等、将来を見越した上で、必要であれば考えていく。
5	21ページの下の図、原子力発電は、CO ₂ をゼロエミッション、出さないから温暖化にコミットしないと、責任はないという言い方をよくされるが、非常に疑いを持っており、なぜかと言うと、石炭や石油は燃やし終われば冷えてしまう。しかし、核燃料は、燃やし終わっても膨大な熱を出し続ける。例えば核燃料を3年に1回交替されると、30年運転されると10回核燃料は交替していまして、しかも最初に出した分も発電を続ける間は熱を出し続けているわけです。そうすると、石炭火力とか石油火力に比べて圧倒的に多い熱量を地球環境に放出しているはずなんですね。だからそういう試算をされているのかどうかが聞きたいんです。【議】	1点目が、いわゆるCO ₂ ではなくて、熱そのものの排出、通常運転中は、核反応に伴つて復水器で温排水と言われるもの放出している。また使用済燃料の冷却水も熱交換器を通じて海洋に放出している。使用済燃料は、運転中の1%未満ではあるが、熱は出しており、長期にわたって熱は出るが、通常運転中に比較すると少ない量と考えている。一方でこの熱が大量に放出される、これは石油火力も一緒だが、地球温暖化のメカニズムは、あくまで太陽光のエネルギーが圧倒的に強く、これらがいわゆるCO ₂ による布団のような効果、入熱と出熱、出てくる熱の差分で温暖化があるという形で、原子力あるいは石油火力のいわゆる排熱が全体への影響は小さいということが以前の原子力委員会が得られた結果のものであり、個別に検証は出来ないが、そういった熱の計算、いわゆる温排水が与える影響が、直接地球環境に大きく影響を与えるとは認識していない。
6	一日も早い、再稼働をしていただき、この地域の活性化に努めてほしい。【意】	ご意見として承ります。
7	慎重な意見も多数出たが、説明会をこれからも重ねて理解を得て、再稼働につながることを念じている。【意】	ご意見として承ります。
8	原発自体は事業者に任せらしかないとと思う。私は今の時代電気にたよるしか仕方ないと思っている。【意】	ご意見として承ります。
9	日本のエネルギー確保、CO ₂ 削減のためには原子力発電の活用が必要であると考える。島根2号の再稼働が必要と考える。【意】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
10	あらゆる角度から考えられた安全対策や環境問題を踏まえたうえでの再稼働には賛成。100%安全な設備だとは思わないが、そもそもそんな絶対安全なんて世の中には無い。環境に優しい（カーボンニュートラル含む）電気代が安くなる安定した電気の配給、地元企業の発展様々な効果を期待している。2号機はもちろん、3号機の発電開始を急いだ方がよりよいのではと思う。【意】	ご意見として承ります。
11	重層的な安全対策が徹底して講じられており、安全性を確信することができた。安定した電源を確保するためにも早期の運転を望む。【意】	ご意見として承ります。
12	多重の安全対策を行った日本一の対策と言える物を作ったうえで稼働し、本日の新聞にあった赤字を出さない様にし、利益により避難路を多く作って万の一の時、早く県外に行ける様にして安心させてほしい。【意】	ご意見として承ります。
13	稼働には賛成だが、地元住民には色々良いことがあるように願う。【意】	ご意見として承ります。
14	中国電力は自然再生エネルギーで発電をし、電力を供給する企業に転換してほしい。【意】	ご意見として承ります。
15	原発はそんなに儲かるか。世界の流れは福島原発事故以来、脱原発に向かっており、日本の地理をいかした自然エネルギーへ転換しても十分に利益は得られると考える。政府べったりの姿勢ではなく、真に住民の安全を考えてほしい。【意】	ご意見として承ります。
16	3号機の稼働も国の発展には早急に進め、2号機とも連動して運転を実現できないのか。稼働に時間がかかるれば、経年劣化も進む。【意】	ご意見として承ります。
17	毎年の原子力事故の事故から身を守るための避難訓練を実施する必要があるような原発は是非やめてほしい。【意】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
18	排水温が高く、地球温暖化になるのではとの質問も笑っていた人もいましたが、地球規模から見たら全く関係有りませんが、地元の人から見れば当然でしょうね。【安/質】	ご意見として承ります。
19	これだけ設備投資しているのであれば、早く動かしてほしい。【安/質】	ご意見として承ります。
20	<p>安全対策は原子力規制委員会による厳格な審査で合格した安全対策工事は進められているので、関係機関がしっかり確認しながら進めたらよい。</p> <p>国では第6次エネルギー基本計画が策定され、資源のない日本は、原子力発電は重要なベースロード電源である。しかし、いつまでも原子力発電が主役ではない。今後再生可能エネルギーによる電力の供給が求められる。そのために、安定供給はもとより、単価の軽減が大変重要な問題になる。【安/質】</p>	ご意見として承ります。
(6) その他		
1	廃炉までの期間はどのくらいか。【意】	<p>島根1号機の廃止措置は、4段階に区分し、約30年かけて実施します。</p> <p>なお、島根2号機の廃止措置を行う際には、1号機での実績や新たな知見を踏まえて廃止措置計画を定め、適切に対応してまいります。【新規回答・中国電力】</p>
2	<p>1点目は、21ページに、原子力発電1年間分と同じ発電量を得るために必要な面積で、2号機と、太陽光発電だと宍道湖の6割、風力発電だと2倍の面積が必要だと、こういう図が示してあるが、通常、再生可能エネルギーを使う場合は、太陽光発電だけとか、風力発電だけで賄うということにはなっていない。色々な発電方法をミックスさせ、その場その場での適切な発電を選択して行うため、宍道湖の6割の面積が必要だとか、2倍必要だとかというこの図は、極端なことを図示しており、この図はとても恣意的な図示のやり方ではないかと思う。これは不適切な示し方だと思うので、ぜひ改めていただきたい。【安】</p>	<p>21ページの宍道湖を使用した面積比較が不適切だということで、確かに太陽光と風力を、ハイブリッドのようにというのは承知しているけれども、単純にそればかりができるわけではない。まず必要な面積比を比較して、陸上の風力には限界があり、風力発電を進めるにあたっては、洋上風力のほうにシフトせざるを得ないと考えている。</p> <p>再生可能エネルギーを今後増やしていくにあたり大きな課題としては、この面積の部分がある。ただ、だからといって、決して再生可能エネルギーの開発に取り組まないわけではないということを申し上げたい。したがって、これはこのまま使い続けさせていただきたい。</p>

意見概要		回答概要
3	島根原発があるので、島根県松江市がリスクを背負わされているのに、太陽光発電・風力発電は、松江市が全部担わなければならないわけではない。それでなぜ宍道湖を引き合いに出すのか。これは中国電力管内、広島でしっかりされたらどうか。これは本当に誤解を生じる図である。これを改めてほしい。【安】	よく「東京ドーム何個分」と言うが、イメージが沸きづらいので、身近な宍道湖を使った。広島ではよい例えがなく、一番分かりやすいのではないかということで、宍道湖を選んだ。
4	太陽光発電も風力発電も洋上発電も、広島・岡山・山口・島根・鳥取で分担してつくれば良いのではないか。この比喩はおかしい。【安】	主旨は、島根県でつくろうというわけではなく、単なる面積の比較である。
5	2点目は、事前了解権のある安全協定を結んでいるのは松江市だけ。周辺自治体はその権限がない内容となっていて、周辺自治体からは「これを改めていただきたい」と強く求められている。 島根原発建設当時には、国も自治体も中国電力も重大事故が起きることを真剣に考えずにいたため、事前了解を求めるのは立地自治体である松江市だけになったのではないかと思う。 福島の事故以降、事故のリスクは30km以上にわたって拡大したことから、周辺自治体の要請を拒む理由に合理的な根拠はないと思う。ぜひこれを本社に持ち帰って、取締役のみなさんに周辺自治体の要求を受け入れるよう、今、この場で説明として、参加されている皆様方に取締役の方々を説得していただきたい。【安】	2つ目、安全協定については、元々旧鹿島町、そして松江市は50年近くにわたりこの協定を運用し、そして改定もしながら現在に至る。この50年の運用の経緯をこれからも尊重しなければならないと考えているが、周辺の自治体からの「事故が起こればリスクは同じ」との指摘はごもっともと考える。 ただし、周辺自治体と、松江市もそうだが、安全を確保するのは安全協定のみではなく、原子力防災の仕組みもセットで考えていく必要があるので、目的は立地自治体も周辺自治体も住民の安全と環境の保全を守る、その観点は共通のもの思っているので、総合的な考え方で今後とも色々な話し合いをしていきたいと考えている。
6	原発事故が起こって、東京電力が1人も裁かれていないというのは、これは大きな問題があると思う。なぜ処罰されないので、感想で結構ですので、教えていただけます。【安】	東京電力の社内での処分はされたと理解しているが、法的な部分については司法の判断になるので、回答は差し控えさせていただく。その辺りについては、私どもでは回答できない。
7	島根の人間に再稼働の負担をさせるのであれば、他の中国4県にも相応の負担をさせるべきではないか。（島根の住民は、電気代無料にして他の4県に負担を負わせるべきでは）【意】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
8	事故を起こした場合、原発運転に直接関係ない社員でもひっそりこっそり暮らすことになる。全社員は有事になればそんな事になるという事を肝に命じ心して取り組んでほしい。【意】	ご意見として承ります。
9	島根原子力発電所の型式は、福島第一原子力発電所と同じBWRだが、福島第一原発のようにGE社が設計製作したものではなく、中国電力と日立が作ったもので信頼性は大きいと思うので、このことを説明すべき。【安/質】	ご意見として承ります。
10	P21の宍道湖を例えの件、松江で東京ドームや広島球場と例えてもほとんどの人は知らないため、非常に良いと思う。【安/質】	ご意見として承ります。

その他

意見概要		回答概要
(1) 住民説明会のこと		
1	運用ルールについての審査はこれからとのことだが、その審査終了後にあらためて住民説明会が開かれるのか。【意】	現時点において、開催の予定はありません。【新規回答・市】
2	鳥取県も避難区域に入るのに、なぜ鳥取県での住民説明会は開かれないのか。【意】	島根県内の住民説明会については、島根県と県内の関係各市が共催で実施しています。鳥取県内においても、同様に取り組んでおられます。【新規回答・市】
3	本日(10月15日)の協議会の欠席委員から寄せられた質問用紙についても公開して欲しい。島根県との共催の住民説明会での質疑の内容や質問用紙による市民の声も公開して欲しい。【安】	要望として受け止める。 次回の協議会では、この住民説明会の開催結果などの報告などをしたいと考えている。委員には、市民が関心を持てるよう協力と、今後の協議会への参加も含め、引き続きご協力・ご支援をお願い申し上げる。
4	丁寧でわかりやすい説明だと感じた。【意】	ご意見として承ります。
5	全体として住民側ではなく企業側に立っての計画に聞こえた。【意】	ご意見として承ります。
6	質問時間が短すぎる。【意】	ご意見として承ります。
7	質問時間が十分にあり、理解できたと思う。【意】	ご意見として承ります。
8	説明会の進行について、国からの回答後に再質問できないのは問題ではないか。【意】	ご意見として承ります。
9	再質問ができない一方的な説明会では住民の理解は得られない。【意】	ご意見として承ります。
10	再質問ができない一方的な説明会では住民の理解は得られない。【意】	ご意見として承ります。
11	再質問ができない一方的な説明会では住民の理解は得られない。【意】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
12	時間を気にせず本当に疑問がなくなるまで質問時間を探るべき。説明している側と受けている側との温度差を感じたので、互いに理解できるよう話し合える場所と時間が必要ではないか。【意】	ご意見として承ります。
13	色々なことを知ることができましたが、本当に答えて欲しいことはわからなかつた。資料は横文字も多く煙に巻かれた感がぬぐえない。説明会の場所に併せた具体的な話を聞きたい。日々の暮らしの中不安を抱えている中で、世界の状況を長々と話されても入ってこない。【意】	ご意見として承ります。
14	推進側の国・中国電力の説明だけでなく、反対側のような説明も聞く場を用意すべき。【意】	ご意見として承ります。
15	推進する立場の人の説明ばかりではなく、懸念を持つ専門家の意見を聞く機会、疑問についてディスカッションする機会など提供してほしい。【意】	ご意見として承ります。
16	県・市が、どのように総合的な判断をするのか、自らの説明が必要ではないか。【意】	ご意見として承ります。
17	県や市がどのように検討し、考えているのか説明がないのは無責任ではないか。【意】	ご意見として承ります。
18	県や市がどのように検討し、考えているのか説明がないのは無責任ではないか。それを聞いた上で、質疑や意見交換をするのが当然であり、そのような住民説明会を丁寧に行ってほしい。【意】	ご意見として承ります。
19	県や市と住民の話し合いの場を作ってほしい。【意】	ご意見として承ります。
20	説明会の参加人数が少なく住民の関心の無さを感じた。内容も一般住民では難しうぎて理解できない。もっと小さな規模での説明会を開催すべき。【意】	ご意見として承ります。

意見概要		回答概要
21	再稼働ありきの説明会に感じた。避難に関する不明点等について全ての説明後にじっくり質問したかった。中国電力は信頼できない。もっと小規模での住民説明会を開催して欲しい。【意】	ご意見として承ります。
22	このような説明会を、小規模でより多く行ってほしい。【意】	ご意見として承ります。
23	地域ごとに複数回の説明会を実施すべき。【意】	ご意見として承ります。
24	住民説明会をしたから進めるということがないように住民の理解が得られるまで丁寧な説明をすべき。質問をHPに掲載したことが住民にわかるよう、広告や新聞などでお知らせ頂きたい。【意】	ご意見として承ります。
25	質問者の発言には、要点の定まらない発言や質問とも意見とも区別がつかないものがあった。多くの人が平等に発言できるような進行をすべき。【意】	ご意見として承ります。
26	説明が膨大で多岐に渡りすぐに意見をまとめるのは難しい。県民、市民の意見を聞く場や意見を伺うことを、半年から1年かけて行うべきではないか。【意】	ご意見として承ります。
27	説明会への若い世代の参加が少なかった。将来に関わる重要な問題なので、若い世代の意見が反映されるようにして欲しい。【意】	ご意見として承ります。
28	住民の方の意見を生で聞く非常に良い機会だった。【意】	ご意見として承ります。
29	質問者の知識の高さに驚いた。質問に丁寧に誠実に回答されていた。【意】	ご意見として承ります。
30	反対が前提の方の質問に不快感を持った。【意】	ご意見として承ります。
(2) その他		その他

意見概要		回答概要
1	個人個人がどの避難所に避難するのかは、松江市のHPでわかるようになっているか。【意】	<p>広域避難計画で定めた広域避難のルールにおいては、多くの住民が自家用車にて避難されることを前提に、多くの駐車スペースを持ち、避難先に不慣れな住民にとっても比較的わかりやすい大規模な施設を「避難経由所」として設定しています。</p> <p>これは避難経由所に到着した方を、順次開設する避難所へ誘導いただくことで、避難所が満員になることによる避難者のたらい回しを避ける目的もあります。</p> <p>こうしたことから個人個人と避難所とのマッチングは行っておりませんが、松江市ホームページにも掲載している避難計画や地区別の避難計画パンフレットなどでは、避難経由所や避難所の情報も掲載しております。【新規回答・市】</p>
2	行政は、もっと地域に出向き住民と対話を重ねることで、再稼働の理解を得ることが出来ると思う。【意】	ご意見として承ります。
3	自治体は交付金の活用状況を更に周知すべき。【意】	ご意見として承ります。
4	原子力災害の避難の長期性は一番の特色だと思うので、国の姿勢として（心に）留めておかなければいけない。【住】	ご意見として承ります。
5	事故が起きなくても原発のごみは出る。最終的な処分地が、北海道の方で候補があがっていると書いてあるが、必ずしも受けられると限らない。いずれ原発のある地域になし崩し的に配置されるようになることを危惧している。【住】	ご意見として承ります。
6	過酷事故が起きれば、福島第一原発事故の二の舞である。双葉町は10年経っても全町民避難のままである。【意】	ご意見として承ります。
7	100%の安全はないということを、自治体のHPに明記して欲しい。【意】	ご意見として承ります。
8	中国電力が、避難の費用を負担されるということを、自治体のHPに明記して欲しい。【意】	ご意見として承ります。